

# 亘理町国土強靱化地域計画

令和3年3月

宮城県 亘理町



第1章	基本的な考え方	1
1-1	策定の趣旨	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画期間	2
1-4	本計画の対象想定災害	2
第2章	目標と脆弱性評価	4
2-1	基本目標	4
2-2	事前に備えるべき目標	4
2-3	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	5
2-4	施策分野の設定	7
2-5	脆弱性評価の考え方	7
2-6	脆弱性評価結果	7
2-6-1	リスクシナリオ別脆弱性評価結果	8
2-6-2	施策分野別脆弱性評価結果	26
第3章	国土強靱化施策の推進方針	43
(1)	行政機能・情報通信等	43
(2)	住宅・都市	45
(3)	保健医療福祉	47
(4)	環境	48
(5)	農林水産	49
(6)	産業構造	50
(7)	交通・物流	51
(8)	町土保全	52
(9)	土地利用	53
(10)	リスクコミュニケーション・地域づくり	54
第4章	計画の推進	57
参考資料		58
資料1	リスクシナリオ別推進方針	58
資料2	亘理町国土強靱化地域計画に関連する町計画等一覧	76
資料3	亘理町国土強靱化地域計画に基づく主な事業	77



# 第1章 基本的な考え方

## 1-1 策定の趣旨

亘理町は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により未曾有の大災害を経験しました。津波及び地震により、死者306人、浸水区域は町域の半分に相当する35km<sup>2</sup>、震災瓦礫は49万トンという甚大な被害を受け、特に、津波浸水深が3m以上に達した荒浜地区、吉田東部地区では壊滅的な被害を受けました。道路・鉄道をはじめとする公共交通網や電気、上下水道、通信、燃料など生活に不可欠なライフライン・物流も破壊・寸断されるなど未曾有の被害が生じ、復旧復興に困難を極めました。

また、近年では、気候変動の影響等に伴い、令和元年の台風19号による浸水被害等にみられるように、これまで経験したことのない巨大台風や豪雨等による土砂災害や風水害が増加しています。

国では、平成25年12月、大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化基本計画」を策定しました（平成30年12月見直し）。また、基本法においては、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができる」とされています。

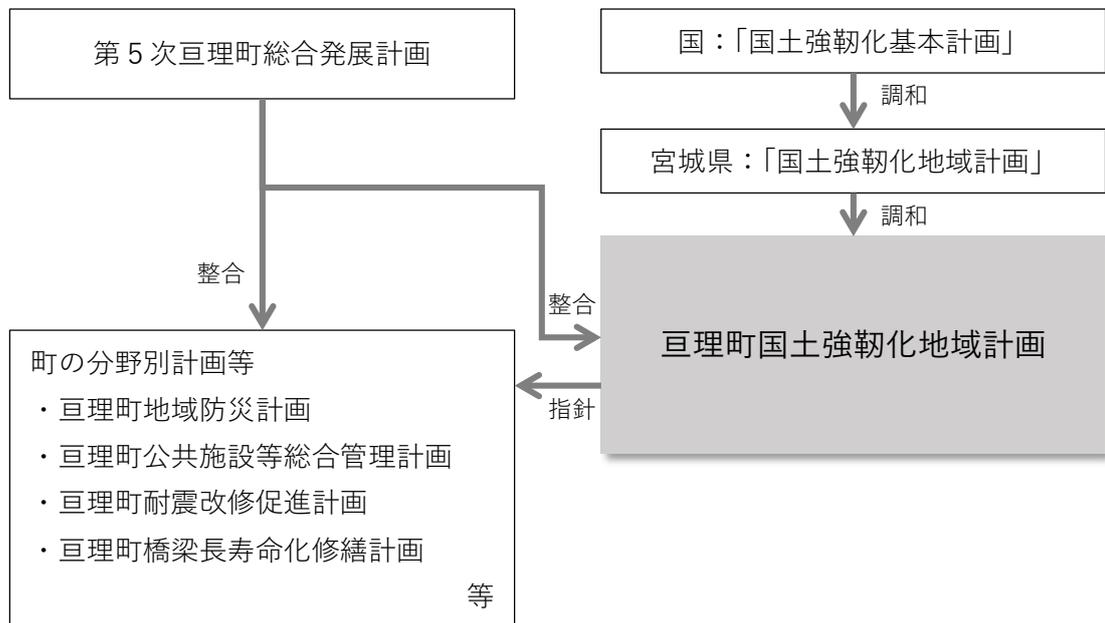
国土強靱化基本法の前文では、東日本大震災での教訓を前提に、大規模自然災害等に備えて、早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるため、「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である」とされています。

国の「基本計画」を踏まえ、宮城県では、強靱な地域づくりに向けて、平時から持続的に取組を展開するため、平成29年4月に、基本法に基づき「宮城県国土強靱化地域計画」を策定し、令和3年3月に「宮城県国土強靱化地域計画（第2期）」を策定しました。

亘理町では、既に過去の災害や東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、各分野の各種計画等の見直しや災害対応マニュアルの策定等を進め、大規模自然災害に備えた事前防災及び減災に係る対策を進めてきたところですが、さらに強靱な地域づくりに向けて、平時から持続的な取組を展開するため、基本法第13条の規定に基づき、「宮城県国土強靱化地域計画」を踏まえて、「亘理町国土強靱化地域計画」を策定します。

## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、「国土強靱化地域計画ガイドライン」の策定手順等に従って策定したものであり、国土強靱化に係る指針となるものです。



## 1-3 計画期間

第 5 次巨理町総合発展計画（計画期間 2016 年度～2025 年度）との整合を図るため、本計画の計画期間については、令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間とします。

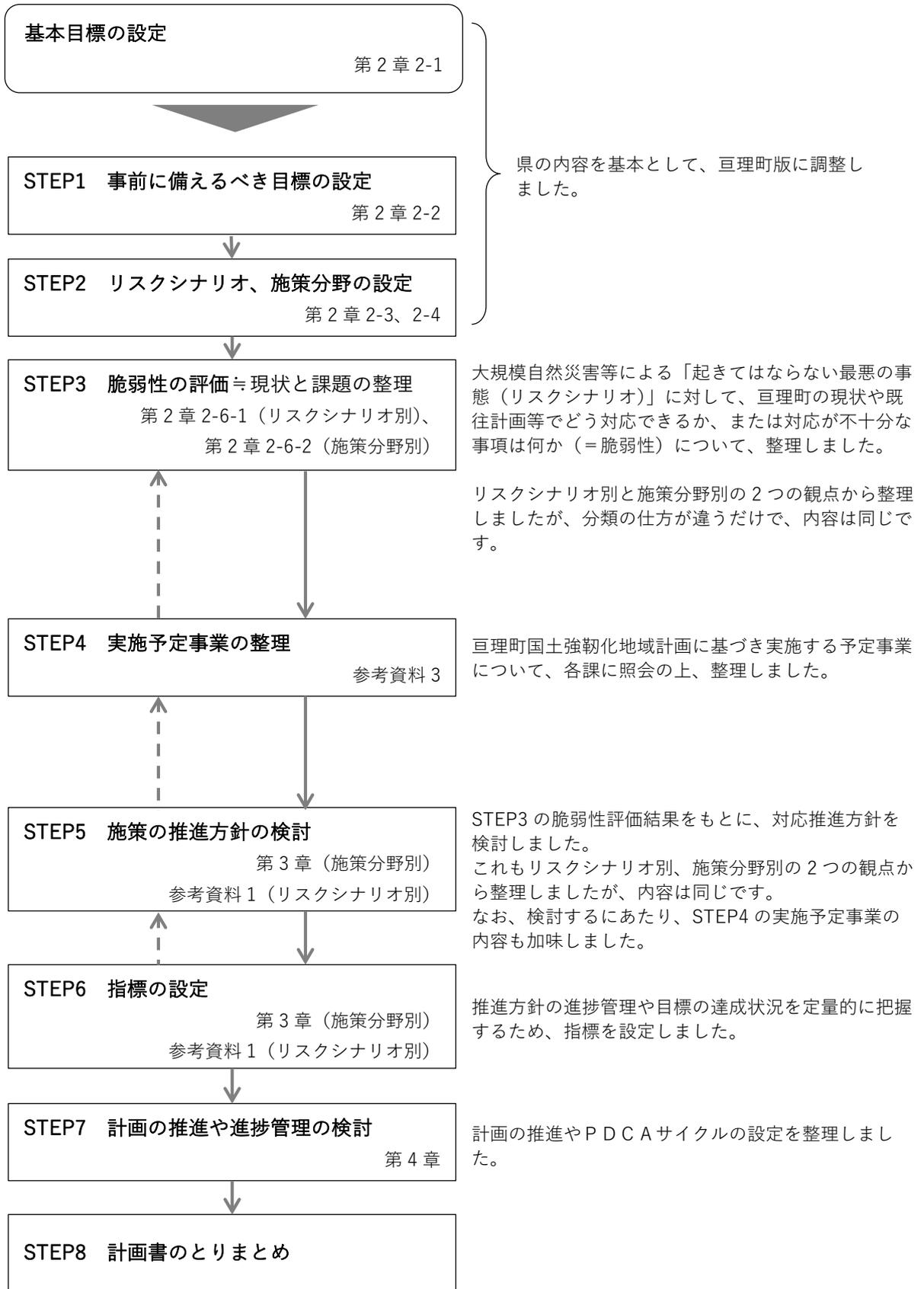
計画期間内においては、計画の適切な進行管理に努めるとともに、社会経済情勢の変動や取組の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 1-4 本計画の対象想定災害

本計画の対象は、過去に巨理町内で発生した大規模自然災害による発生状況を踏まえ、ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害とします。

なお、町民生活や経済に影響を及ぼすリスクとしては、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含め様々な事象が想定され得ますが、これらの対応は施策分野における町の個別計画等によるものとします。

参考：策定手順



## 第2章 目標と脆弱性評価

### 2-1 基本目標

国土強靱化の理念に鑑み、次の4点を基本目標として、強靱化の取組を推進します。

- ①人命の保護が最大限図られる
- ②亘理町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

### 2-2 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、次の8点を「事前に備えるべき目標」とします。

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③必要不可欠な行政機能を確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 2-3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）とは、「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として想定されるものです。

国の「国土強靱化基本計画」及び「宮城県国土強靱化地域計画（第2期）」を基本として、過去の大規模自然災害や亘理町の地域特性を踏まえ、29のリスクシナリオを設定しました。

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ
①人命の保護が最大限図られる  ②亘理町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される  ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化  ④迅速な復旧復興	①直接死を最大限防ぐ	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生  1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生  1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生  1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生  1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	②救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止  2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足  2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱  2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺  2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生  2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
	③必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	④必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大
	⑤経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下  5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等  5-3 基幹的交通ネットワーク（陸上、海上）の機能停止  5-4 食料等の安定供給の停滞

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ
	⑥生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	<p>6-1 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止</p> <p>6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止</p> <p>6-3 地域交通ネットワークが分断する事態</p>
	⑦制御不能な二次災害を発生させない	<p>7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p> <p>7-2 有害物質の大規模拡散・流出</p> <p>7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大</p>
	⑧地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	<p>8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-3 被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態</p> <p>8-4 貴重な文化財などの環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p> <p>8-5 事業用地の確保、仮設施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-6 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による町経済への甚大な影響</p>

## 2-4 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な国土強靱化に関する施策分野については、国の「国土強靱化基本計画」及び宮城県の「国土強靱化地域計画」を参考に、亶理町の実情を踏まえ、次の10分野を設定しました。

- ①行政機能・情報通信等
- ②住宅・都市
- ③保健医療福祉
- ④環境
- ⑤農林水産
- ⑥産業構造
- ⑦交通・物流
- ⑧町土保全
- ⑨土地利用
- ⑩リスクコミュニケーション・地域づくり

## 2-5 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性の評価を行うことは、国土強靱化に関する施策を策定し、実施していく上での必要なプロセスであり、国の「国土強靱化基本計画」及び宮城県の「国土強靱化地域計画」において、脆弱性評価を基にした推進方針が示されています。

本計画においても、国及び宮城県が実施した脆弱性評価を参考に、亶理町としての評価を行いました。

## 2-6 脆弱性評価結果

次ページより、「2-6-1：起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性評価結果」および「2-6-2：施策分野別の脆弱性評価結果」を載せます。

## 2-6-1 リスクシナリオ別脆弱性評価結果

### 目標 1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

##### 【住宅の耐震化・長寿命化】

- 1：平成 30 年住宅・土地統計調査（総務省統計局）の比率等をもとに推計した住宅の耐震化率は、町内の住宅総数 10,870 棟のうち、耐震化を満たしていると推計される住宅は約 9,080 棟あり、耐震化率は 83.5%となっている。一方、耐震化が不十分な住宅は約 1,790 棟、16.5%と推計される。
- 2：建築基準法に定める新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）より以前に建設された住宅が約 18.85%を占めており、改修計画の具体化が必要となっている。
- 3：町では、住宅所有者に対して、パンフレット、ホームページ等を通じて耐震診断の必要性の伝達に努めると共に、耐震改修診断および耐震改修工事費の助成事業を実施しているが、平成 25 年度から平成 29 年度の工事費助成制度利用件数は年間 1~2 戸で推移しており、助成制度の更なる普及・啓発が必要となっている。
- 4：住宅政策については、長寿命化計画に基づいて、総合的かつ計画的に町営住宅の適切な維持管理を推進するとともに、町全体の人口増加促進や若年層の定住を見据えた新たな住宅団地の整備等について検討していく必要がある。

##### 【多数の者が利用する建築物の耐震化】

- 5：町所有の「多数の者が利用する特定建築物」（集会所等、体育館、学校等、図書館・資料館、旅館、店舗、共同住宅）の耐震化率は 100%である。
- 6：旧耐震基準で建築された多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物は、耐震診断により安全性を確認することが重要であるが、耐震診断の重要性を全ての所有者が理解しているとはいえない。

##### 【小中学校の施設整備等の推進】

- 7：小・中学校の各学校施設については、年次計画により整備を図る必要がある。特に、校舎・体育館の老朽化の度合いにより優先順位を考慮し、整備に努める必要がある。また、大規模災害発生時の避難・収容場所としての機能を確保するため、施設の改善整備に努める必要がある。設備については、老朽化した教育機器の更新・改修や電子機器・端末の確保等を、今後とも計画的に進める必要がある。
- 8：少子化に伴う児童生徒数の減少により、学校ごとの偏りや小規模化が進み、教育環境や学校運営に様々な影響が出ること、また、校舎等の維持管理費がかさむことなどが予想される。そのため、長期的な視点に立ち、学校の適正規模について、地域の意見を参考にしながら検討していく必要がある。

**【地域防災計画の策定・改訂】**

- 9：近年における全国各地の自然災害からの教訓や、法改正、災害基本計画・宮城県地域防災の修正内容、町の防災体制の整備状況等の内容を踏まえ、亘理町防災会議は、令和2年4月に「亘理町地域防災計画」の修正を行った。
- 10：また、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関しては、県が策定する地震防災緊急事業5箇年計画等に基づき、引き続き整備促進を図る必要がある。
- 11：大規模災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き町民一人ひとりが「自助・共助」を正しく理解し、町民・地域・行政が一体となって、協働による取組を強化していく必要がある。

**【災害情報システムの整備・運用】**

- 12：亘理町では、県が運用する総合防災情報システム（MIDORI）に各種災害情報を直接入力することで、情報を集約及び共有化を行い、被害の拡大防止を図っている。
- 13：システムの操作について、日ごろから訓練等を通じてその習熟に努めるとともに、災害時の停電に備えた自立型電源等の整備を促進する必要がある。
- 14：県の総合防災情報システムや震度情報ネットワークシステム等の活用と、町防災行政無線設備の適切な維持管理・必要に応じた更新を図るとともに、スマートフォンのアプリなども活用し、各関係団体と連携しながら、町民や観光客などに対する防災情報伝達体制の充実を図る必要がある。

**【減災対策の推進】**

- 15：減災対策としては、安全が確保された避難施設及び避難経路を整備しておくとともに、確実に町民等に情報を伝達できるよう多様な情報伝達手段の検討・整備を図り、避難方法等の周知徹底及び亘理町津波避難計画（令和2年4月）に基づく避難訓練が必要である。
- 16：津波襲来のおそれがある場合、過去の経験や想定にとらわれず「一刻も早く高台へ逃げる」ことを徹底することが極めて重要である。
- 17：「亘理町防災マップ」や津波、洪水・土砂災害ハザードマップを活用し、災害危険区域の把握をはじめ、災害発生時の避難行動や避難場所等の住民への周知と意識啓発を図るとともに、国や県の情報発表にあわせ、必要に応じて各ハザードマップの見直しに努める必要がある。

**【沿岸防災の推進】**

- 18：東日本大震災では、地震による被害に加え、大規模な津波により甚大な被害を受けており、原形復旧による復興は極めて困難な状況にある。このため、多重防御による大津波対策など、沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進する必要がある。
- 19：災害発生時の避難場所となる公園については、維持管理やライフサイクルコスト等を考慮し、都市公園の長寿命化を図るため、計画的な施設更新を行う必要があるとともに、沿岸部に位置する都市公園においては、災害時に公園利用者の安全が確保されるよう、津波避難対策機能の維持・確保を図る必要がある。

**【市街地整備の推進】**

20：「都市計画マスタープラン」に沿って、魅力的な市街地整備として、駅周辺整備、公園関連施設、都市計画道路等の事業を進めるとともに、役場庁舎を中心とした公共ゾーンについては、地域に開かれた公共施設機能、災害時の防災拠点機能の維持・強化を図る必要がある。

**【東日本大震災の教訓の伝承】**

21：亘理町では、東日本大震災により甚大な被害を受け、多数の死者・行方不明者を出した。この経験と教訓を風化させることなく後世や他地域に伝承していくため、災害記録誌の作成、ホームページ等による情報発信等を行ってきたが、今後も引き続き、検証の成果と教訓を広く県内外に情報発信する必要がある。

22：過去の災害の教訓も含め、東日本大震災の教訓を根付かせるとともに、町民を始め、亘理町に訪れる多くの方の防災意識の向上を図るため、震災の記憶を後世に語り継ぐ取組を推進する必要がある。

**【学校防災体制の強化】**

23：亘理町教育委員会は県教育委員会と連携して、町内全ての公立学校に「防災主任」を配置するとともに、地域拠点校に位置づけられた長瀬小学校及び荒浜中学校に「安全担当主幹教諭」を配置した。

24：今後は、県教育委員会と連携して、防災主任、安全担当主幹教諭の更なる質的向上と人材育成のための効果的な研修の機会を検討する必要がある。

25：各学校においては、「学校防災マニュアル」を元に、亘理町の災害特性を考慮した避難訓練を実施するとともに、評価・改善し、児童生徒の安全確保に取り組んでいる。

26：防災教育を推進するため、「みやぎ防災教育副読本」（園児用、小・中・高校生用）を活用し災害に対応する力と心を身に付け、計画的・継続的に防災教育を推進する必要があるほか、町は、仙台圏域安全教育総合推進ネットワーク会議に参画し、公立学校と町が一体となった防災体制を構築するため、PTA や自治会、防災担当部局等の関係機関と連携した取組を行う必要がある。

**【保育所、児童クラブ、障害児通園施設等の防災体制の強化】**

27：保育所、児童クラブ、障害児通園施設等においては、「保育所保育指針」、「亘理町地域防災計画」を参考に「危機管理マニュアル」を作成し、防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行い、災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練を実施するとともに、評価・改善し、児童の安全確保に取り組んでいる。

28：子どもの生命を守るために、災害発生時の対応を保護者と共有するとともに、平時からの備えや危機管理体制づくり等を行政機関や地域の関係機関と連携しながら進めていく必要がある。

**【障害者通所施設の防災体制の強化】**

29：亘理町で設置している心身障害者通所援護施設「ほのぼの園」並びに精神障害者通所授産施設「ゆうゆう作業所」において、当施設の管理運営を指定している管理者が定める消防計画に基づき、防災教育及び訓練を実施しており、さらに強化が必要である。

### 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生

#### 【東日本大震災被害・異常気象への対応】

30：東日本大震災により、町内の阿武隈川、<sup>あぶみ</sup>鑑川、舟入川については、堤防の沈下や津波に起因する堤防の決壊、堆積土砂や瓦礫による河道閉塞、河川防潮水門の損壊などの被害が生じた。

31：また、地球温暖化に伴う気候変化は、社会基盤に大きな影響を与えており、特に沿岸域や低平地では、大雨の頻度増加、台風の激化などにより、水害、土砂災害及び高潮災害などが頻発することが懸念される。

#### 【河川整備】

32：町内河川については、東日本大震災後、治水安全度が低下しており、沿岸域の整備のみならず、上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であり、沿岸域における災害復旧事業による津波対策等を前提として、多発する局所的な集中豪雨に対する町内河川の効率的かつ効果的なハード整備やソフト施策が必要となっている。

#### 【内水対策】

33：豪雨等による浸水が発生していることから、雨水幹線や調整池の計画的な整備を推進し、適切に維持管理を行う必要がある。

34：内水ハザードマップの整備を行っているが、今後必要に応じて見直しを行う必要がある。

### 1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

#### 【土砂災害対策】

35：町内には、急傾斜地崩壊危険箇所が 25 箇所、土石流危険渓流が 25 箇所存在し、土砂災害警戒区域等は、令和元年 10 月 1 日の時点において 49 箇所が指定されている。

36：土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、警戒避難体制の整備、土砂災害ハザードマップの作成・配布の推進等を図る必要がある。

### 1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

#### 【除雪対策の充実】

37：冬期間の交通安全性確保のため、主要町道・通学路の除雪対策の充実に努める必要がある。

## 目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 【救援物資の物流体制の構築】

- 38：東日本大震災時における救援物資等の集配では、輸送車両や燃料の不足に加え、大規模な物資集積拠点がなかったことから、全国から送られた大量の救援物資の取扱いは混乱をきたし、地域のニーズに応じた適時適切な集配を行うことができなかった。このことから役場庁舎北側に亘理町防災倉庫を整備することで、災害時に必要となる各種物資を一元的に備蓄及び管理し、また、支援物資の受入と仕分け作業を行うための防災拠点施設としての機能を付与している。
- 39：今後は、防災拠点として適切な運営を行うためのマニュアル等を整備するとともに、被災状況や外部支援の時期を想定した食料や飲料水等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要である。
- 40：併せて、宮城県、亘理町、物流事業者等が連携し、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築する必要がある。
- 41：大規模災害への備えとして、防災拠点施設としての機能を有する亘理町防災倉庫の有効な活用を図るとともに、食料品や飲料水をはじめ、各種資機材の備蓄を計画的に進める必要がある。また、大規模災害により水道水が使えなくなった場合に備え、「災害時協力井戸制度」による給水体制の確保とともに、飲料水として適さない井戸水でも生活用水として活用することを想定し、定期的な水質検査を実施する必要がある。さらに、災害時の業務継続機能確保のため、町の施設への太陽光発電施設の積極的な導入を進める必要がある。

### 2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### 【救助・救急活動対策】

- 42：大規模地震災害時には、業務量と時間的制約等により、町だけの災害応急対策の実施が困難となるため、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。
- 43：東日本大震災では、従前に計画していたマニュアルや、訓練等により構築していた人員体制では、町民等からの救助・救援要請などに十分対応できない事態となった。また、災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は困難を極めた。
- 44：大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見をもとに、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要があるとともに、防災拠点である役場庁舎を中心に災害対策本部体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制としておくことが必要である。
- 45：高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者世帯あるいは寝たきりの高齢者や障がい者など、要配慮者・避難行動要支援者の増加に対し、自主防災組織などの関係機関との連携を強化し、災害時の支援体制の確立及び充実を図る必要がある。

### 2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

#### 【帰宅困難者対策】

- 46：災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念される。企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの帰宅困難者対策を講じる必要がある。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【医療提供体制の確保】

- 47：亘理町を含む2市2町は、宮城県岩沼支部として総合南東北病院が地域災害拠点病院に指定されている。地域災害拠点病院の役割は「DMAT活動拠点本部」が置かれ、「地域災害医療連絡会議」を開催し医療救護班の派遣調整を行っている。DMAT（災害派遣医療チーム）について、災害時に円滑に活動ができるよう、宮城県と関係病院、防災関係機関の普段からの連携が必要である。また、JMAT（日本医師会災害医療チーム）や日本赤十字社救護班をはじめとする県内及び県外から医療救護班等の派遣と受入れの調整を円滑に行える体制づくりが平時から必要である。
- 48：宮城県では、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療従事者の不足のもとで切れ目のない医療提供体制の構築に向けた地域医療機関連携や救急搬送体制の推進を図っている。
- 49：災害時の情報連絡体制を確保するため、県及び災害拠点病院、町内医療機関等との連絡体制を整備するとともに、複数の通信手段の整備・維持管理が必要である。
- 50：保健福祉センターは、保健、医療、福祉の活動拠点として、また災害時の医療救護活動拠点としての役割が実効性のあるものとなるよう、機能や体制の整備・強化を推進する必要がある。
- 51：児童生徒のケアは、喫緊の課題のままであり、小中学校へのスクールカウンセラーの配置・派遣、スクールソーシャルワーカーの活用、学校教育活動復旧支援員の配置、スクールカウンセラーや教員等を対象とした研修会の実施等を行っているが、スクールカウンセラー等の専門的な人材を確保することが課題となっている。
- 52：亘理町子ども心のケアハウス「さざんか教室」において、いじめや不登校、東日本大震災による住環境や家庭の経済状況等の変化などにより、学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の教育相談に対応するとともに、学校で別室登校をしている児童生徒の心のケアや不登校傾向にある児童生徒の早期の学校復帰へ向けた学習支援等を行うなど児童生徒の自立支援に取り組む必要がある。

## 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### 【感染症リスク対策】

53：大規模な自然災害等が発生すると、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長時間集団で不便な生活をすることになる。被災地に開設される避難所においては、「3密」が十分に避けられず、また生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件となることから、感染症に罹患するリスクや感染症が蔓延するリスクが自宅等での生活の時よりも高くなる。そのため、新型コロナウイルス対策をはじめとした感染症蔓延対策について、必要物資や避難場所の確保が必要である。

### 【火葬場の機能確保】

54：大規模災害時、亘理地区行政事務組合で管理運営する亘理葬祭場の火葬能力だけでは、町内の遺体の火葬を行うことが困難となる恐れがあるため、計画的な葬祭施設等の整備充実が必要である。

### 【災害廃棄物への対応】

55：令和元年度の亘理町のごみ搬入量は9,957tとなっているが、災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うためには、平時からごみの分別等の環境配慮行動の推進や、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うための災害廃棄物処理計画の策定等を行う必要がある。

56：東日本大震災では、津波により冷凍魚介類が流出し、災害廃棄物仮置き場でのハエの異常発生を招いた。地震によるもののほか津波により多くの災害廃棄物が発生し、廃棄物処理に相当の時間を要したことから、衛生対策に留意する必要がある。

### 【病虫害対策】

57：害虫駆除、防除のため、町内の公園・街路樹や各所への薬剤散布を定期的実施する必要がある。また、各家庭や所有地での害虫駆除については、駆除方法等の情報発信と啓発に努める必要がある。

## 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

### 【良好な避難生活環境の確保】

58：大規模自然災害発生時等、被災者は極限状態のなか、長期間にわたって避難所等での共同生活等を営むことになる。避難所等における生活ニーズを迅速かつ的確に把握し、可能な限り対応できるよう、「避難所開設・運営マニュアル」に沿って、安全性の確保、健康相談等の保健医療サービスの提供、トイレ、風呂、ゴミ処理、防疫対策等、良好・衛生的な生活環境の維持、専門家による心のケア、生活支援相談等に努める必要がある。

59：一般の避難所では生活に支障をきたす要配慮者に対し、必要なケアを行うため、バリアフリー化が図られている福祉避難所を開設する必要がある。また、必要な介護サービスを早急に継続して利用できるよう、関係機関と連携を図る必要がある。

## 目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

### 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

#### 【業務継続計画の改定・運用】

60：大規模自然災害が発生した場合を想定し、早期の業務継続を図るための非常時優先業務を取りまとめたBCP（業務継続計画）について継続的に改善を図るほか、防災訓練等との連携・協調による訓練の実施を検討する必要がある。

61：「亙理町地域防災計画」「災害時職員初動対応マニュアル」「亙理町業務継続計画」等に基づく自主防災組織や関係団体、町職員等の行動計画について、防災訓練等を通じて、各々の役割を認識するとともに、町民への周知や防災教育等を進め、地域防災力の向上を図ります。

#### 【地域機関協力の確保】

62：大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があるため、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

63：相互応援協定を締結している自治体・団体からの応援要員を迅速に派遣してもらうためには、事前の受け入れ体制の準備が必要不可欠となることから、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月）」に基づき策定した「亙理町災害時受援計画（令和2年4月）」により地域機関協力の確保を図る必要がある。

#### 【災害対策本部体制の強化】

64：東日本大震災は、過去の災害をはるかに超える大規模な地震津波災害であったことに加え、原発事故も重なる複合災害となったことから、従前に計画していたマニュアルや実施していた訓練等により構築していた人員体制では、次々に寄せられる町民等からの救助・救援要請などに十分対応できない事態となった。また、災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は困難を極めた。

65：大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見をもとに、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要があるとともに、災害対策本部体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制としておくことが必要である。

## 目標4 必要不可欠な情報通信機能を確保する

### 4-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大

#### 【情報伝達体制の整備】

- 66：町では、過去の大規模災害時においても通信を確保できた移動系無線（52機）、衛星電話（2機）を保有しており、今後、災害対策に係る各部の業務内容に応じた配備に留意し、より効率的な運用を図る必要がある。
- 67：町では、県が運用する総合防災情報システム（MIDORI）に各種災害情報を直接入力することで、情報を集約及び共有化を行い、被害の拡大防止を図っている。
- 68：システムの操作について、日ごろから訓練等を通じてその習熟に努めるとともに、災害時の停電に備えた自立型電源等の整備を促進する必要がある。

#### 【デジタルネットワークの整備】

- 69：大規模な災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、防災行政無線等の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、町と防災関係機関等との連携強化を図る必要がある。また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進する必要がある。情報通信等が途絶したと判断される場合は、職員等を現地に派遣して情報収集活動を行う必要がある。
- 70：携帯電話の利用において、基地局バッテリーの長時間化、移動電源車や非常用発電機の増強、衛星、無線の移動型基地局増強などにより災害に強い通信インフラの再構築が求められている。

## 目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

#### 【サプライチェーンの機能確保】

- 71：大規模自然災害発生時の直接的被害、サプライチェーン寸断等を最小限に抑え、取引関係を継続できるよう、各企業は平時からBCP（業務継続計画）の取組が必要となる。
- 72：宮城県の調査によると、BCP（業務継続計画）策定済の県内企業の割合は、平成28年度30.4%となっている。BCP（業務継続計画）の普及に当たっては、経営者や従業員等の認識共有や人材育成、相談体制の構築のほか、コスト面等の課題がある。
- 73：首都圏等との同時被災の可能性が少ない優位性を活かし、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の移転等の企業立地を推進することが望ましい。
- 74：災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業に対して、早期復旧と経営安定化を図るため、金融支援のセイフティネットの確保に向けた取組を推進する必要がある。

## 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

### 【産業施設の防災対策】

- 75：町内には、危険物取扱事業所等が多数あり、災害時には、破損、火災等により危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられるほか、施設の老朽化に伴う事故の増加が懸念され、対策が必要である。
- 76：東日本大震災は、過去の災害をはるかに超える大規模な地震津波災害であったことに加え、原発事故も重なる複合災害となったことから、従前に計画していたマニュアルや実施していた訓練等により構築していた人員体制では、町民等からの救助・救援要請などに十分対応できない事態となった。また、災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は困難を極めた。
- 77：大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見をもとに、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要があるとともに、災害対策本部体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制としておくことが必要である。

## 5-3 基幹的交通ネットワーク（陸上、海上）の機能停止

### 【交通基盤の整備等】

- 78：東日本大震災の際、三陸縦貫自動車道や仙台東部道路等は、津波の影響を受けることなく通行が可能であり、命の道としての有効性と高盛土構造が津波浸水被害を軽減する効果があったことが確認されている。
- 79：防災・減災機能を強化した物流基盤の構築など、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、重要な交通インフラの整備を進める必要がある。
- 80：また、将来にわたり適切に機能を維持していくため、維持・修繕・更新等のストックマネジメントの重要性が高まっている。
- 81：亘理町町民乗合自動車「さざんか号」及びデマンド型乗り合いタクシー「わたりん号」の運行体制の充実に努めるとともに、効果検証等による適切な見直しにより、公共交通網の強化、交通弱者の移動手段の確保、さらには公共交通空白地帯の解消を図る必要がある。
- 82：災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図るため、道路利用者への早期情報提供を可能とする交通安全施設の整備及び緊急交通路等の重要道路における交通信号機の停電対策が必要である。

### 【漁港施設の整備】

- 83：物資・エネルギー関係の輸送拠点として、荒浜漁港の漁港施設は災害対応施設（耐震強化岸壁、漁港施設道路等）の必要な整備箇所について県に要望を行っていく必要がある。

### 【町民バスの運行維持】

- 84：町では、「さざんか号」の運行を行っているが、財政負担は年々重くなっているため、国・県等からの支援が必要である。

#### 5-4 食料等の安定供給の停滞

##### 【災害時の物流体制の構築・強化】

85：災害時、被災状況や外部支援の時期を想定した食料や燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要である。また、宮城県、亶理町、物流事業者等が連携し、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築する必要がある。

##### 【農畜産物の安定供給の確保】

86：町内の耕作放棄地は令和元年時点で44haとなっており、農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下、農業従事者の高齢化による人手不足、農業経営の不安定化、更には野生生物による農業被害等、様々な変化が顕在化してきている。

87：老朽化した農地防災施設や農業水利施設については、限られた予算の中で、修繕・更新等により長寿命化を図る必要がある。

##### 【荒浜漁港の整備】

88：東日本大震災で甚大な被害を受けた荒浜漁港については、総合的整備が必要であり、漁業と海洋観光の振興基盤強化を図る必要がある。

## 目標6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

#### 【燃料供給体制の確保】

- 89：燃料不足が災害対応活動や町民生活へ及ぼす影響を軽減するため、国・県及び関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築が必要である。
- 90：ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるため浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施する必要があるほか、被災状況や外部支援の時期を想定した燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要である。
- 91：また、エネルギーの地産地消のための取組や技術開発を支援していくことが求められる。

### 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

#### 【災害に強い上下水道の整備】

- 92：町では、災害時において、県広域水道から水道水の供給が不可能となった場合でも、防災拠点施設である役場庁舎への給水は可能となるよう管路を構築している。
- 93：また、災害時において、応急復旧、応急給水、またそれらに必要な物資や資機材の提供については、公益社団法人日本水道協会を通じた都道府県の水道事業者からの応援体制が整備されている。
- 94：水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすことから、水道施設の耐震化を推進する必要がある。
- 95：また、大規模停電に対応できるよう田沢浄水場への自家発電機の整備が必要となっている。
- 96：汚水は宮城県の施設である県南浄化センターで処理しているため、災害時は県と連絡調整を図りながら汚水を排出する必要がある。
- 97：下水道施設は今後、老朽化が懸念されるため、ストックマネジメント計画を推進するとともに、耐震化を推進する必要がある。
- 98：被災した上下水道施設を迅速に復旧させるために町内事業者や関係機関との連携を強化するとともに、復旧に必要な資材等の備蓄を行う必要がある。

### 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

#### 【交通基盤の整備等】(5-3の再掲)

- 99：東日本大震災の際、三陸縦貫自動車道や仙台東部道路等は、津波の影響を受けることなく通行が可能であり、命の道としての有効性と高盛土構造が津波浸水被害を軽減する効果があったことが確認されている。
- 100：防災・減災機能を強化した物流基盤の構築など、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、重要な交通インフラの整備を進める必要がある。
- 101：また、将来にわたり適切に機能を維持していくため、維持・修繕・更新等のストックマネジメントの重要性が高まっている。
- 102：亙理町町民乗合自動車「さざんか号」及びデマンド型乗り合いタクシー「わたりん号」の運行体制の充実に努めるとともに、効果検証等による適切な見直しにより、公共交通網の強化、交通弱者の移動手段の確保、さらには公共交通空白地帯の解消を図る必要がある。
- 103：災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図るため、道路利用者への早期情報提供を可能とする交通安全施設の整備及び緊急交通路等の重要道路における交通信号機の停電対策が必要である。

#### 【漁港施設の整備】(5-3の再掲)

- 104：物資・エネルギー関係の輸送拠点として、漁港施設は災害対応施設（耐震強化岸壁、漁港施設道路等）の必要な整備箇所について県に要望を行っていく必要がある。

#### 【町民バスの運行維持】(5-3の再掲)

- 105：町では、「さざんか号」の運行を行っているが、財政負担は年々重くなっているため、国・県等からの支援が必要である。

## 目標7 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### 【河川整備】(1-3の再掲)

106：町内河川については、東日本大震災後、治水安全度が低下しており、沿岸域の整備のみならず、上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であり、沿岸域における災害復旧事業による津波対策等を前提として、多発する局所的な集中豪雨に対する町内河川の効率的かつ効果的なハード整備やソフト施策が必要となっている。

#### 【内水対策】(1-3の再掲)

107：豪雨等による浸水が発生していることから、雨水幹線や調整池の計画的な整備を推進し、適切に維持管理を行う必要がある。

108：内水ハザードマップの整備を行っているが、今後必要に応じて見直しを行う必要がある。

#### 【海岸保全施設の整備】

109：東日本大震災により海岸保全施設が被災し、広域地盤沈下や海岸浸食により海岸線背後の安全度が低下している。最大クラスの津波には、町民の生命を守ることを最優先として、町民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などソフト・ハードを総動員する「多重防御」の考え方で減災を図る必要がある。

#### 【砂防施設の整備】

110：町には、砂防指定区域があり、県が事業主体として工事を実施している。今後も砂防施設の必要箇所などについて、県に要望を行っていく必要がある。

#### 【農業水利施設の整備】

111：大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、農業水利施設の災害発生リスクの高まりが懸念される。既存施設の耐震性不足や能力不足等により被災の可能性がある農業用ため池や排水機場、排水路等については、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急に機能回復を図る必要がある。農業水利施設には、標準耐用年数を超過した施設があり、修繕・更新等により長寿命化を図る必要がある。

112：ため池については、総点検を実施しているが、施設の改修、耐震化対策等に時間を要していることから、決壊した場合に下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の詳細調査を早急に実施し、その結果に基づくハード及びソフト対策を実施する必要がある。

#### 【治山施設の整備】

113：治山施設については、点検診断に基づいた計画的な補修及び機能強化が必要である。

## 7-2 有害物質の大規模拡散・流出

### 【良好な大気環境の確保】

114：町内の大気環境は、ただちに健康リスクが発生する汚染状況ではないが、大気環境は広域的な移動の影響を受ける可能性があり、汚染源の有無に関わらず町内の大気環境の変化を常に把握する必要がある。

115：河川・水路の水質調査を今後とも継続するとともに、大気汚染、悪臭、騒音などの環境・公害問題についても県等関係機関や各地域との連携のもと、総合的な環境監視体制の維持・確立に努める必要がある。

116：公害を未然に防止し地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、工場、事業所に対し、公害防止協定の締結や意見交換会の開催を促進し、また、監視体制の強化を図るなど、適切な指導を行う必要がある。

### 【毒物・劇物対策】

117：運搬するうえで規制を受ける毒物・劇物（23種類）に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届け出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備（タンク等）を有する施設については、災害時に毒物・劇物が散乱しないように平時から対策を行う必要がある。

## 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

### 【耕作放棄地対策】

118：令和元年時点で44haとなっており、農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下、農業従事者の高齢化による人手不足、農業経営の不安定化、更には野生生物による農業被害等、様々な変化が顕在化してきている。

119：遊休地等低利用農用地の利用度の向上のため、農業関連団体と協力して、振興作物の導入を積極的に推進する必要がある。

### 【鳥獣被害対策】

120：有害鳥獣による農作物被害の軽減や地域住民の安全確保を図るため、鳥獣被害対策実施隊や関係機関と連携し、捕獲活動の向上を図りながら、地域住民への注意喚起や各種支援事業を展開し、被害防止への取組促進に努める必要がある。

### 【森林の整備・保全】

121：森林経営管理法に基づき、森林の適切な経営や管理のための施策を展開し、森林の利活用促進と機能保全に努める必要がある。

122：また、東日本大震災の津波で浸水した海岸防災林を再生し、飛砂・潮害から町民の生活環境を保全する必要がある。

### 【漁港施設の整備】（5-3、6-3の再掲）

123：物資・エネルギー関係の輸送拠点として、漁港施設は災害対応施設（耐震強化岸壁、漁港施設道路等）の必要な整備箇所について県に要望を行っていく必要がある。

## 目標 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 【災害廃棄物への対応】(2-5の再掲)

124：令和元年度の互理町のごみ搬入量は9,957tとなっているが、災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うためには、平時からごみの分別等の環境配慮行動の推進や、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うための災害廃棄物処理計画の策定等を行う必要がある。

125：東日本大震災では、津波により冷凍魚介類が流出し、災害廃棄物仮置き場でのハエの異常発生を招いた。地震によるもののほかに津波により多くの災害廃棄物が発生し、廃棄物処理に相当の時間を要したことから、衛生対策に留意する必要がある。

#### 【毒物・劇物対策】(7-2の再掲)

126：運搬するうえで規制を受ける毒物・劇物(23種類)に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届け出が必要となる業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備(タンク等)を有する施設については、災害時に毒物・劇物が散乱しないように平時から対策を行う必要がある。

### 8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 【被災建築物応急危険度及び被災宅地危険度判定実施体制の整備】

127：大規模災害時における余震などによる倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止することを目的に、建築物及び宅地の応急危険度判定の体制と整備を図る必要がある。

#### 【民間判定士の確保】

128：被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を的確かつ速やかに実施するため、民間判定士の受け入れ体制の整備が必要である。

#### 【砂防ボランティアの確保】

129：県・町の砂防担当職員は少なく、大規模な土砂災害が発生した場合は、職員のみでの迅速かつ十分な対応は困難なため、砂防ボランティアの受け入れ体制の整備が必要である。

#### 【災害ボランティアの確保】

130：災害時に速やかに支援活動ができるように、避難行動要支援者名簿の整備や個別計画の策定を行うとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう町と関係団体が協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う必要がある。

131：また、マンパワーが必要不可欠となる災害時の支援活動をはじめ、各種の活動が円滑に展開できるよう、住民活動の窓口の一元化を図り、ボランティア相互のネットワークの強化をさらに促進するとともに、活動・交流の場の確保に努める必要がある。

132：さらに、県内外の大学等と連携し、学生によるボランティアの相互受け入れや各種委員会への参画等について、運用体制の構築に努める必要がある。

8-3 被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態

**【被災者の住宅対策】**

133：東日本大震災の際は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅及び民間賃貸住宅）の確保に課題があったほか、用地不足や復旧・復興事業の集中による資材不足・高騰等により災害公営住宅の整備に時間を要した。最大時は、応急仮設住宅 1,126 戸に 3,331 人が入居し、みなし仮設住宅 758 戸に 2,292 人が入居した。また、災害公営住宅整備計画戸数は 477 戸であった。

134：応急仮設住宅の確保について、町は、宮城県と管理事務委託協定を締結することで対応しているが、災害公営住宅の整備については、整備可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する必要がある。また、必要に応じ、災害公営住宅入居者への家賃低廉化などを検討し、居住の安定確保を図る必要がある。

**【災害時支援の取組】**

135：災害発生時においては、高齢者、障害者等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われる必要がある。

136：公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化を進めるとともに、移動・交通対策の推進、「災害時避難行動要支援者情報登録制度」の実施、緊急時の情報提供体制の整備等を進める必要がある。

137：東日本大震災の経験を踏まえ、災害時の医療救護活動、公衆衛生活動、被災者のこころのケアなどのガイドラインやマニュアルの策定及び見直し、研修や訓練の実施、関係団体との協定締結など平時からの体制整備に取り組む必要がある。

138：災害発生時に、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、行政や関係団体と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う必要がある。

139：災害対策基本法等の法改正や国の防災基本計画・ガイドラインに従い、災害時の住民等の円滑かつ安全な避難を確保するとともに、避難所・避難所外における滞在場所の生活環境の整備等、被災者保護対策の改善等に向けた取組を推進する必要がある。

**【公助・自助・共助の推進】**

140：大規模災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化していく必要がある。

141：これまでの家族内の支え合いによる自助システム機能の弱体化を補うためには、地域による支え合いがますます重要になっている。

142：一人暮らしの高齢者については、地域包括支援センターなどを中心として、地域で見守る体制づくりがこれまで以上に重要となっている。NPO やボランティアによる地域活用や地域住民相互の助け合い・支え合いにより安心して生活できる地域社会づくりが求められている。

143：災害発生時においては、高齢者、障害者等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われるとともに、地域住民が安心して生活するために、個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援が行われる必要がある。また、避難所運営において、男女共同参画の視点に配慮する必要がある。

144：児童への虐待や配偶者からの暴力（DV）の増加、高齢者の虐待、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加により社会的に孤立する高齢者の問題など、家族や地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進んでおり、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題が増加している。地域住民は自らの問題であるという認識を持ち、住民同士で助け合って解決に向かうような仕組みづくりが重要である。

145：外国人住民が地域において安全安心に暮らしていくためには、日常から地域住民との交流を図り、地域での「共助」の一員となることが望まれている。外国人住民の場合、在留資格や文化的背景の違いなどから、問題が複雑化しやすく、また、その家族にとっても、文化的背景の違いから家庭生活に困難を感じたり、摩擦が生じたりすることがある。生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語や、やさしい日本語での資料提供などを行うことが必要となっている。

8-4 貴重な文化財などの環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

**【文化財の保護・伝承・活用】**

146：亙理領主伊達氏歴代墓所や三十三間堂官衙遺跡をはじめとする指定文化財の適切な保存に努める必要がある。加えて、在家資料の実態を把握し、所有者には適切な保存がなされるよう働きかけて意識の高揚を図り、災害時には文化財レスキュー活動がスムーズに行われ貴重な文化財が喪失することのないよう図る。また、地域で育まれてきた伝統芸能においては、保存団体の育成を通じて無形文化財の保護体制及び周知活動の充実等に努める必要がある。

8-5 事業用地の確保、仮施設等整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

**【事業用地、仮施設等整備の確保】**

147：大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、町では、平時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておく必要がある。

8-6 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による町経済への甚大な影響

**【緊急時の経済対策】**

148：社会的影響が大きい疾病の蔓延など、社会環境の大きな変化に適切に対応するため、有事の際は全庁的な連携を十分図りながら、事業者、住民や労働者への支援対策を実施する必要がある。

## 2-6-2 施策分野別脆弱性評価結果

### 1 行政機能・情報通信等

#### 【業務継続計画の改定・運用】

- 1) 大規模自然災害が発生した場合を想定し、早期の業務継続を図るための非常時優先業務を取りまとめた BCP（業務継続計画）について継続的に改善を図るほか、防災訓練等との連携・協調による訓練の実施を検討する必要がある。
- 2) 「亶理町地域防災計画」、「災害時職員初動対応マニュアル」「亶理町業務継続計画」等に基づく各課の行動計画について、防災訓練等を通じて、職員一人ひとりが自分たちの役割を認識するとともに、町民への周知や教育訓練を進め、災害対応力の向上を図る必要がある。

#### 【災害対策本部体制の強化】

- 3) 東日本大震災は、過去の災害をはるかに超える大規模な地震津波災害であったことに加え、原発事故も重なる複合災害となったことから、従前に計画していたマニュアルや実施していた訓練等により構築していた人員体制では、次々に寄せられる町民等からの救助・救援要請などに十分対応できない事態となった。また、災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は困難を極めた。
- 4) 大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見をもとに、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要があるとともに、災害対策本部体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制としておくことが必要である。

#### 【地域機関協力の確保】

- 5) 大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があるため、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。
- 6) 相互応援協定を締結している自治体・団体からの応援要員を迅速に派遣してもらうためには、事前の受け入れ体制の準備が必要不可欠となることから、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」に基づき策定した「亶理町災害時受援計画（令和 2 年 4 月）」により地域機関協力の確保を図る必要がある。

#### 【地域防災計画の策定・改訂】

- 7) 近年における全国各地の自然災害からの教訓や、法改正、災害基本計画・宮城県地域防災の修正内容、町の防災体制の整備状況等の内容を踏まえ、亶理町防災会議は、令和 2 年 4 月に「亶理町地域防災計画」の修正を行った。
- 8) また、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関しては、県が策定する地震防災緊急事業 5 箇年計画等に基づき、引き続き整備促進を図る必要がある。
- 9) 大規模災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き町民一人ひとりが「自助・共助」を正しく理解し、町民・地域・行政が一体となって、協働による取組を強化していく必要がある。

#### 【救援物資の物流体制の構築】

- 10) 東日本大震災時における救援物資等の集配では、輸送車両や燃料の不足に加え、大規模な物資集積拠点がなかったことから、全国から送られた大量の救援物資の取扱いは混乱をきたし、地域のニーズに応じた適時適切な集配を行うことができなかった。このことから役

## 1 行政機能・情報通信等

場庁舎北側に亙理町防災倉庫を整備することで、災害時に必要となる各種物資を一元的に備蓄及び管理し、また、支援物資の受入と仕分け作業を行うための防災拠点施設としての機能を付与している。

- 11) 今後は、防災拠点として適切な運営を行うためのマニュアル等を整備するとともに、被災状況や外部支援の時期を想定した食料や燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要である。
- 12) 併せて、宮城県、亙理町、物流事業者等が連携し、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築する必要がある。
- 13) 大規模災害への備えとして、防災拠点施設としての機能を有する亙理町防災倉庫の有効な活用を図るとともに、食料品や飲料水をはじめ、各種資機材の備蓄を計画的に進める必要がある。また、大規模災害により水道水が使えなくなった場合に備え、「災害時協力井戸制度」による給水体制の確保とともに、飲料水として適さない井戸水でも生活用水として活用することを想定し、定期的な水質検査を実施する必要がある。さらに、災害時の業務継続機能確保のため、町の施設への太陽光発電施設の積極的な導入を進める必要がある。

### 【救助・救急活動対策】

- 14) 大規模地震災害時には、業務量と時間的制約等により、町だけでの災害応急対策の実施が困難となるため、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。
- 15) 東日本大震災では、従前に計画していたマニュアルや、訓練等により構築していた人員体制では、町民等からの救助・救援要請などに十分対応できない事態となった。また、災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は困難を極めた。
- 16) 大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見をもとに、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要があるとともに、防災拠点である役場庁舎を中心に災害対策本部体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制としておくことが必要である。
- 17) 高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者世帯あるいは寝たきりの高齢者や障がい者など、要配慮者・避難行動要支援者の増加に対し、自主防災組織などの関係機関との連携を強化し、災害時の支援体制の確立及び充実を図る必要がある。

### 【災害情報システムの整備・運用】

- 18) 亙理町では、県が運用する総合防災情報システム（MIDORI）に各種災害情報を直接入力することで、情報を集約及び共有化を行い、被害の拡大防止を図っている。
- 19) システムの操作について、日ごろから訓練等を通じてその習熟に努めるとともに、災害時の停電に備えた自立型電源等の整備を促進する必要がある。
- 20) 県の総合防災情報システムや震度情報ネットワークシステム等の活用と、町防災行政無線設備の適切な維持管理・必要に応じた更新を図るとともに、スマートフォンのアプリなども活用し、各関係団体と連携しながら、町民や観光客などに対する防災情報伝達体制の充実を図る必要がある。

## 1 行政機能・情報通信等

### 【情報伝達体制の整備】

- 21) 町では、過去の大規模災害時においても通信を確保できた移動系無線（52機）、衛星電話（2機）を保有しており、今後、災害対策に係る各部の業務内容に応じた配備に留意し、より効率的な運用を図る必要がある。
- 22) 亘理町では、県が運用する総合防災情報システム（MIDORI）に各種災害情報を直接入力することで、情報を集約及び共有化を行い、被害の拡大防止を図っている。
- 23) システムの操作について、日ごろから訓練等を通じてその習熟に努めるとともに、災害時の停電に備えた自立型電源等の整備を促進する必要がある。

### 【デジタルネットワークの整備】

- 24) 大規模な災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、防災行政無線等の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、町と防災関係機関等との連携強化を図る必要がある。また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進する必要がある。情報通信等が途絶したと判断される場合は、職員等を現地に派遣して情報収集活動を行う必要がある。
- 25) 携帯電話の利用において、基地局バッテリーの長時間化、移動電源車や非常用発電機の増強、衛星、無線の移動型基地局増強などにより災害に強い通信インフラの再構築が求められている。

### 【事業用地、仮施設等確保】

- 26) 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、町では、平時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておく必要がある。

### 【緊急時の経済対策】

- 27) 社会的影響が大きい疾病の蔓延など、社会環境の大きな変化に適切に対応するため、有事の際は全庁的な連携を十分図りながら、事業者、住民や労働者への支援対策を実施する必要がある。

## 2 住宅・都市

### 【住宅の耐震化・長寿命化】

- 28) 平成 30 年住宅・土地統計調査（総務省統計局）の比率等をもとに推計した住宅の耐震化率は、町内の住宅総数 10,870 棟のうち、耐震化を満たしていると推計される住宅は約 9,080 棟あり、耐震化率は 83.5%となっている。一方、耐震化が不十分な住宅は約 1,790 棟、16.5%と推計される。
- 29) 建築基準法に定める新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）より以前に建設された住宅が約 18.85%を占めており、改修計画の具体化が必要となっている。
- 30) 町では、住宅所有者に対して、パンフレット、ホームページ等を通じて耐震診断の必要性の伝達に努めると共に、耐震改修診断および耐震改修工事費の助成事業を実施しているが、平成 25 年度から平成 29 年度の工事費助成制度利用件数は年間 1~2 戸で推移しており、助成制度の更なる普及・啓発が必要となっている。
- 31) 亙理町の住宅政策については、長寿命化計画に基づいて、総合的かつ計画的に町営住宅の適切な維持管理を推進するとともに、町全体の人口増加促進や若年層の定住を見据えた新たな住宅団地の整備等について検討していく必要がある。

### 【小中学校の施設整備等の推進】

- 32) 亙理町の小・中学校の各学校施設については、年次計画により整備を図る必要がある。特に、校舎・体育館の老朽化の度合いにより優先順位を考慮し、整備に努める必要がある。また、大規模災害発生時の避難・収容場所としての機能を確保するため、施設の改善整備に努める必要がある。設備については、老朽化した教育機器の更新・改修や電子機器・端末の確保等を、今後とも計画的に進める必要がある。
- 33) 少子化に伴う児童生徒数の減少により、学校ごとの偏りや小規模化が進み、教育環境や学校運営に様々な影響が出ること、また、校舎等の維持管理費がかさむことなどが予想される。そのため、長期的な視点に立ち、学校の適正規模について、地域の意見を参考にしながら検討していく必要がある。

### 【文化財の保護・伝承・活用】

- 34) 亙理領主伊達氏歴代墓所や三十三間堂官衙遺跡をはじめとする指定文化財の適切な保存に努める必要がある。加えて、在家資料の実態を把握し、所有者には適切な保存がなされるよう働きかけて意識の高揚を図り、災害時には文化財レスキュー活動がスムーズに行われ貴重な文化財が喪失することのないよう図る。また、地域で育まれてきた伝統芸能においては、保存団体の育成を通じて無形文化財の保護体制及び周知活動の充実等に努める必要がある。

### 【多数の者が利用する建築物の耐震化】

- 35) 町所有の「多数の者が利用する特定建築物」（集会所等、体育館、学校等、図書館・資料館、旅館、店舗、共同住宅）の耐震化率は 100%である。
- 36) 旧耐震基準で建築された多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物は、耐震診断により安全性を確認することが重要であるが、耐震診断の重要性を全ての所有者が理解しているとはいえない。

## 2 住宅・都市

### 【被災建築物応急危険度及び被災宅地危険度判定実施体制の整備】

37) 大規模災害時における余震などによる倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止することを目的に、建築物及び宅地の応急危険度判定の体制と整備を図る必要がある。

### 【災害に強い上下水道の整備】

38) 町では、災害時において、県広域水道から水道水の供給が不可能となった場合でも、防災拠点施設である役場庁舎への給水は可能となるよう管路を構築している。

39) また、災害時において、応急復旧、応急給水、またそれらに必要な物資や資機材の提供については、公益社団法人日本水道協会を通じた都道府県の水道事業者からの応援体制が整備されている。

40) 水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすことから、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

41) また、大規模停電に対応できるよう田沢浄水場への自家発電機の整備が必要となっている。

42) 汚水は宮城県の施設である県南浄化センターで処理しているため、災害時は県と連絡調整を図りながら汚水を排出する必要がある。

43) 下水道施設は今後、老朽化が懸念されるため、ストックマネジメント計画を推進するとともに、耐震化を推進する必要がある。

44) 被災した上下水道施設を迅速に復旧させるために町内事業者や関係機関との連携を強化するとともに、復旧に必要な資材等の備蓄を行う必要がある。

### 【被災者の住宅対策】

45) 東日本大震災の際は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅及び民間賃貸住宅）の確保に課題があったほか、用地不足や復旧・復興事業の集中による資材不足・高騰等により災害公営住宅の整備に時間を要した。最大時は、応急仮設住宅 1,126 戸に 3,331 人が入居し、みなし仮設住宅 758 戸に 2,292 人が入居した。また、災害公営住宅整備計画戸数は 477 戸であった。

46) 応急仮設住宅の確保について、町は、宮城県と管理事務委託協定を締結することで対応しているが、災害公営住宅の整備については整備可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する必要がある。また、必要に応じ、災害公営住宅入居者への家賃低廉化などを検討し、居住の安定確保を図る必要がある。

### 3 保健医療福祉

#### 【医療提供体制の確保】

- 47) 亘理町を含む2市2町は、宮城県岩沼支部として総合南東北病院が地域災害拠点病院に指定されている。地域災害拠点病院の役割は「DMAT活動本部」が置かれ、「地域災害医療連携会議」を開催し医療救護班の派遣調整を行っている。DMAT（災害派遣医療チーム）について、災害時に円滑に活動ができるよう、宮城県と関係病院、防災関係機関の普段からの連携が必要である。また、JMAT（日本医師会災害医療チーム）や日本赤十字社救護班をはじめとする県内及び県外から医療救護班等の派遣と受入れの調整を円滑に行える体制づくりが平時から必要である。
- 48) 宮城県では、広域災害医療システム（EMIS）を活用し、医療従事者の不足のもとで切れ目のない医療提供体制の構築に向けた地域医療機関連携や救急搬送体制の推進を図っている。
- 49) 災害時の情報連絡体制を確保するため、県及び災害拠点病院、町内医療機関等との連絡体制を整備するとともに、複数の通信手段の整備・維持管理が必要である。
- 50) 保健福祉センターは、保健、医療、福祉の活動拠点として、また災害時の医療救護活動拠点としての役割が実効性のあるものとなるよう、機能や体制の整備・強化を推進する必要がある。
- 51) 児童生徒のケアは、喫緊の課題のままであり、小中学校へのスクールカウンセラーの配置・派遣、スクールソーシャルワーカーの活用、学校教育活動復旧支援員の配置、スクールカウンセラーや教員等を対象とした研修会の実施等を行っているが、スクールカウンセラー等の専門的な人材を確保することが課題となっている。
- 52) 亘理町子どもの心のケアハウス「さざんか教室」において、いじめや不登校、東日本大震災による住環境や家庭の経済状況等の変化などにより、学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の教育相談に対応するとともに、学校で別室登校をしている児童生徒の心のケアや不登校傾向にある児童生徒の早期の学校復帰へ向けた学習支援等を行うなど児童生徒の自立支援に取り組む必要がある。

#### 【感染症リスク対策】

- 53) 大規模な自然災害等が発生すると、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長時間集団で不便な生活をするようになる。被災地に開設される避難所においては、「3密」が十分に避けられず、また生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件となることから、感染症に罹患するリスクや感染症が蔓延するリスクが自宅等での生活の時よりも高くなる。そのため、新型コロナウイルス対策をはじめとした感染症蔓延対策について、必要物資や避難場所の確保が必要である。

#### 【良好な避難生活環境の確保】

- 54) 大規模自然災害発生時等、被災者は極限状態のなか、長期間にわたって避難所等での共同生活を営むことになる。避難所等における生活ニーズを迅速かつ的確に把握し、可能な限り対応できるよう、「避難所開設・運営マニュアル」に沿って、安全性の確保、健康相談等の保健医療サービスの提供、トイレ、風呂、ゴミ処理、防疫対策等、良好・衛生的な生活環境の維持、専門家による心のケア、生活支援相談等に努める必要がある。
- 55) 一般の避難所では生活に支障をきたす要配慮者に対し、必要なケアを行うため、バリアフリー化が図られている福祉避難所を開設する必要がある。また、必要な介護サービスを早急に継続して利用できるよう、関係機関と連携を図る必要がある。

## 4 環境

### 【良好な大気環境の確保】

- 56) 町内の大気環境は、ただちに健康リスクが発生する汚染状況ではないが、大気環境は広域的な移動の影響を受ける可能性があり、汚染源の有無に関わらず町内の大気環境の変化を常に把握する必要がある。
- 57) 河川・水路の水質調査を今後とも継続するとともに、大気汚染、悪臭、騒音などの環境・公害問題についても県等関係機関や各地域との連携のもと、総合的な環境監視体制の維持・確立に努める必要がある。
- 58) 公害を未然に防止し地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、工場、事業所に対し、公害防止協定の締結や意見交換会の開催を促進し、また、監視体制の強化を図るなど、適切な指導を行う必要がある。

### 【災害に強い上下水道の整備】(2の再掲)

- 59) 町では、災害時において、県広域水道から水道水の供給が不可能となった場合でも、防災拠点施設である役場庁舎への給水は可能となるよう管路を構築している。
- 60) また、災害時において、応急復旧、応急給水、またそれらに必要な物資や資機材の提供については、公益社団法人日本水道協会を通じた都道府県の水道事業体からの応援体制が整備されている。
- 61) 水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすことから、水道施設の耐震化を推進する必要がある。
- 62) また、大規模停電に対応できるよう田沢浄水場への自家発電機の整備が必要となっている。
- 63) 汚水は宮城県の施設である県南浄化センターで処理しているため、災害時は県と連絡調整を図りながら汚水を排出する必要がある。
- 64) 下水道施設は今後、老朽化が懸念されるため、ストックマネジメント計画を推進するとともに、耐震化を推進する必要がある。
- 65) 被災した上下水道施設を迅速に復旧させるために町内事業者や関係機関との連携を強化するとともに、復旧に必要な資材等の備蓄を行う必要がある。

### 【東日本大震災被害・異常気象への対応】

- 66) 東日本大震災により、町内の阿武隈川、<sup>あぶみ</sup>鑑川、舟入川については、堤防の沈下や津波に起因する堤防の決壊、堆積土砂や瓦礫による河道閉塞、河川防潮水門の損壊などの被害が生じた。
- 67) また、地球温暖化に伴う気候変化は、社会基盤に大きな影響を与えており、特に沿岸域や低平地では、大雨の頻度増加、台風の激化などにより、水害、土砂災害及び高潮災害などが頻発することが懸念される。

### 【鳥獣被害対策】

- 68) 有害鳥獣による農作物被害の軽減や地域住民の安全確保を図るため、鳥獣被害対策実施隊や関係機関と連携し、捕獲活動の向上を図りながら、地域住民への注意喚起や各種支援事業を展開し、被害防止への取組促進に努める必要がある。

### 【災害廃棄物への対応】

- 69) 令和元年度の亘理町のごみ搬入量は9,957tとなっているが、災害時の円滑かつ迅速な廃

## 4 環境

棄物の適正処理を行うためには、平時からごみの分別等の環境配慮行動の推進や、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うための災害廃棄物処理計画の策定等を行う必要がある。

- 70) 東日本大震災では、津波により冷凍魚介類が流出し、災害廃棄物仮置き場でのハエの異常発生を招いた。地震によるもののほか津波により多くの災害廃棄物が発生し、廃棄物処理に相当の時間を要したことから、衛生対策に留意する必要がある。

### 【火葬場の機能確保】

- 71) 大規模災害時、互理地区行政事務組合で管理運営する互理葬祭場の火葬能力だけでは、町内の遺体の火葬を行うことが困難となる恐れがあるため、計画的な葬祭施設等の整備充実が必要である。

### 【病虫害対策】

- 72) 害虫駆除、防除のため、町内の公園・街路樹や各所への薬剤散布を定期的実施する必要がある。また、各家庭や所有地での害虫駆除については、駆除方法等の情報発信と啓発に努める必要がある。

### 【毒物・劇物対策】

- 73) 運搬するうえで規制を受ける毒物・劇物（23種類）に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届け出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備（タンク等）を有する施設については、災害時に毒物・劇物が散乱しないように平時から対策を行う必要がある。

## 5 農林水産

### 【農畜産物の安定供給の確保】

74) 町内の耕作放棄地は令和元年時点で 44ha となっており、農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下、農業従事者の高齢化による人手不足、農業経営の不安定化、更には野生生物による農業被害等、様々な変化が顕在化してきている。

### 【農業水利施設の整備】

75) 大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、農業水利施設の災害発生リスクの高まりが懸念される。既存施設の耐震性不足や能力不足等により被災の可能性がある農業用ため池や排水機場、排水路等については、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急に機能回復を図る必要がある。農業水利施設には、標準耐用年数を超過した施設があり、修繕・更新等により長寿命化を図る必要がある。

76) ため池については、総点検を実施しているが、施設の改修、耐震化対策等に時間を要していることから、決壊した場合に下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の詳細調査を早急の実施し、その結果に基づくハード及びソフト対策を実施する必要がある。

### 【耕作放棄地対策】

77) 令和元年時点で 44ha となっており、農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下、農業従事者の高齢化による人手不足、農業経営の不安定化、更には野生生物による農業被害等、様々な変化が顕在化してきている。

78) 遊休地等低利用農用地の利用度の向上のため、農業関連団体と協力して、振興作物の導入を積極的に推進する必要がある。

### 【鳥獣被害対策】（4の再掲）

79) 有害鳥獣による農作物被害の軽減や地域住民の安全確保を図るため、鳥獣被害対策実施隊や関係機関と連携し、捕獲活動の向上を図りながら、地域住民への注意喚起や各種支援事業を展開し、被害防止への取組促進に努める必要がある。

### 【荒浜漁港の整備】

80) 東日本大震災で甚大な被害を受けた荒浜漁港については、総合的整備が必要であり、漁業と海洋観光の振興基盤強化を図る必要がある。

## 6 産業構造

### 【サプライチェーンの機能確保】

- 81) 大規模自然災害発生時の直接的被害、サプライチェーン寸断等を最小限に抑え、取引関係を継続できるよう、各企業は平時からBCP（業務継続計画）の取組が必要となる。
- 82) 宮城県の調査によると、BCP（業務継続計画）策定済の県内企業の割合は、平成 28 年度 30.4%となっている。BCP（業務継続計画）の普及に当たっては、経営者や従業員等の認識共有や人材育成、相談体制の構築のほか、コスト面等の課題がある。
- 83) 首都圏等との同時被災の可能性が少ない優位性を活かし、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の移転等の企業立地を推進することが望ましい。
- 84) 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業に対して、早期復旧と経営安定化を図るため、金融支援のセイフティネットの確保に向けた取組を推進する必要がある。

### 【産業施設の防災対策】

- 85) 町内には、危険物取扱事業所等が多数あり、災害時には、破損、火災等により危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられるほか、施設の老朽化に伴う事故の増加が懸念され、対策が必要である。
- 86) 東日本大震災は、過去の災害をはるかに超える大規模な地震津波災害であったことに加え、原発事故も重なる複合災害となったことから、従前に計画していたマニュアルや実施していた訓練等により構築していた人員体制では、町民等からの救助・救援要請などに十分対応できない事態となった。また、災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は困難を極めた。
- 87) 大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見をもとに、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要があるとともに、災害対策本部体制を強化し、様々な事態に対応できる体制としておくことが必要である。

### 【燃料供給体制の確保】

- 88) 燃料不足が災害対応活動や町民生活へ及ぼす影響を軽減するため、国・県及び関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築が必要である。
- 89) ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるため浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施する必要があるほか、被災状況や外部支援の時期を想定した燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要である。
- 90) また、エネルギーの地産地消のための取組や技術開発を支援していくことが求められる。

## 7 交通・物流

### 【交通基盤の整備等】

- 91) 東日本大震災の際、三陸縦貫自動車道や仙台東部道路等は、津波の影響を受けることなく通行が可能であり、命の道としての有効性と高盛土構造が津波浸水被害を軽減する効果があったことが確認されている。
- 92) 防災・減災機能を強化した物流基盤の構築など、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、重要な交通インフラの整備を進める必要がある。
- 93) また、将来にわたり適切に機能を維持していくため、維持・修繕・更新等のストックマネジメントの重要性が高まっている。
- 94) 亘理町町民乗合自動車「さざんか号」及びデマンド型乗り合いタクシー「わたりん号」の運行体制の充実に努めるとともに、効果検証等による適切な見直しにより、公共交通網の強化、交通弱者の移動手段の確保、さらには公共交通空白地帯の解消を図る必要がある。
- 95) 災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図るため、道路利用者への早期情報提供を可能とする交通安全施設の整備及び緊急交通路等の重要道路における交通信号機の停電対策が必要である。

### 【町民バスの運行維持】

- 96) 町では、「さざんか号」の運行を行っているが、財政負担は年々重くなっているため、国・県等からの支援が必要である。

### 【除雪対策の充実】

- 97) 冬期間の交通安全性確保のため、主要町道・通学路の除雪対策の充実に努める必要がある。

### 【帰宅困難者対策】

- 98) 災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念される。企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの帰宅困難者対策を講じる必要がある。

### 【漁港施設の整備】

- 99) 物資・エネルギー関係の輸送拠点として、漁港施設は災害対応施設（耐震強化岸壁、漁港施設道路等）の必要な整備箇所について県に要望を行っていく必要がある。

### 【災害時の物流体制の構築・強化】

- 100) 災害時、被災状況や外部支援の時期を想定した食料や飲料水等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要である。また、宮城県、亘理町、物流事業者等が連携し、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築する必要がある。

## 8 町土保全

### 【土砂災害対策】

- 101) 町内には、急傾斜地崩壊危険箇所が 25 箇所、土石流危険渓流が 25 箇所存在し、土砂災害警戒区域等は、令和元年 10 月 1 日の時点において 49 箇所が指定されている。
- 102) 土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、警戒避難体制の整備、土砂災害ハザードマップの作成・配布の推進等を図る必要がある。

### 【河川整備】

- 103) 町内河川については、東日本大震災後、治水安全度が低下しており、沿岸域の整備のみならず、上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であり、沿岸域における災害復旧事業による津波対策等を前提として、多発する局所的な集中豪雨に対する町内河川の効率的かつ効果的なハード整備やソフト施策が必要となっている。

### 【内水対策】

- 104) 豪雨等による浸水が発生していることから、雨水幹線や調整池の計画的な整備を推進し、適切に維持管理を行う必要がある。
- 105) 内水ハザードマップの整備を行っているが、今後必要に応じて見直しを行う必要がある。

### 【沿岸防災の推進】

- 106) 東日本大震災では、地震による被害に加え、大規模な津波により甚大な被害を受けており、原形復旧による復興は極めて困難な状況にある。このため、多重防御による大津波対策など、沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進する必要がある。
- 107) 災害発生時の避難場所となる公園については、維持管理やライフサイクルコスト等を考慮し、都市公園の長寿命化を図るため、計画的な施設更新を行う必要があるとともに、沿岸部に位置する都市公園においては、災害時に公園利用者の安全が確保されるよう、津波避難対策機能の維持・確保を図る必要がある。

### 【海岸保全施設の整備】

- 108) 東日本大震災により海岸保全施設が被災し、広域地盤沈下や海岸浸食により海岸線背後の安全度が低下している。最大クラスの津波には、町民の生命を守ることを最優先として、町民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などソフト・ハードを総動員する「多重防御」の考え方で減災を図る必要がある。

### 【漁港施設の整備】（7 の再掲）

- 109) 物資・エネルギー関係の輸送拠点として、漁港施設は災害対応施設（耐震強化岸壁、漁港施設道路等）の必要な整備箇所について県に要望を行っていく必要がある。

### 【砂防施設の整備】

- 110) 町には、砂防指定区域があり、県が事業主体として工事を実施している。今後も砂防施設の必要箇所などについて、県に要望を行っていく必要がある。

### 【治山施設の整備】

- 111) 治山施設については、点検診断に基づいた計画的な補修及び機能強化が必要である。

## 8 町土保全

### 【森林の整備・保全】

- 112) 森林経営管理法に基づき、森林の適切な経営や管理のための施策を展開し、森林の利活用促進と機能保全に努める必要がある。
- 113) また、東日本大震災の津波で浸水した海岸防災林を再生し、飛砂・潮害から町民の生活環境を保全する必要がある。

## 9 土地利用

### 【市街地整備の推進】

114) 「都市計画マスタープラン」に沿って、魅力的な市街地整備として、駅周辺整備、公園関連施設、都市計画道路等の事業を進めるとともに、役場庁舎を中心とした公共ゾーンについては、地域に開かれた公共施設機能、災害時の防災拠点機能の維持・強化を図る必要がある。

### 【耕作放棄地対策】(5の再掲)

115) 町内の耕作放棄地は令和元年時点で44haとなっており、農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下、農業従事者の高齢化による人手不足、農業経営の不安定化、更には野生生物による農業被害等、様々な変化が顕在化してきている。

116) 遊休地等低利用農用地の利用度の向上のため、農業関連団体と協力して、振興作物の導入を積極的に推進する必要がある。

### 【森林の整備・保全】(8の再掲)

117) 森林経営管理法に基づき、林道網の整備や県産材・間伐材利用の推進等を図り、森林の利活用促進に向けた事業展開を検討するとともに、町有林の利活用として、林業団体、製材所と連携し適正な森林整備や間伐を実施していく必要がある。

118) また、東日本大震災の津波で浸水した海岸防災林の再生と町土保全の推進を図る必要がある。

### 【被災者の住宅対策】(2の再掲)

119) 東日本大震災の際は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅及び民間賃貸住宅）の確保に課題があったほか、用地不足や復旧・復興事業の集中による資材不足・高騰等により災害公営住宅の整備に時間を要した。最大時は、応急仮設住宅1,126戸に3,331人が入居し、みなし仮設住宅758戸に2,292人が入居した。また、災害公営住宅整備計画戸数は477戸であった。

120) 応急仮設住宅の確保について、町は、宮城県と管理事務委託協定を締結することで対応しているが、災害公営住宅の整備については整備可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め、速やかに対応する必要がある。また、必要に応じ、災害公営住宅入居者への家賃低廉化などを検討し、居住の安定確保を図る必要がある。

### 【事業用地、仮設施設等の確保】(1の再掲)

121) 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、町では、平時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておく必要がある。

## 10 リスクコミュニケーション・地域づくり

### 【東日本大震災の教訓の伝承】

- 122) 亙理町では、東日本大震災により甚大な被害を受け、多数の死者・行方不明者を出した。この経験と教訓を風化させることなく後世や他地域に伝承していくため、災害記録誌の作成、ホームページ等による情報発信等を行ってきたが、今後も引き続き、検証の成果と教訓を広く県内外に情報発信する必要がある。
- 123) 過去の災害の教訓も含め、東日本大震災の教訓を根付かせるとともに、町民を始め、亙理町を訪れる多くの方の防災意識の向上を図るため、震災の記憶を後世に語り継ぐ取組を推進する必要がある。

### 【学校防災体制の強化】

- 124) 亙理町教育委員会は県教育委員会と連携して、町内全ての公立学校に「防災主任」を配置するとともに、地域拠点校に位置づけられた長瀬小学校及び荒浜中学校に「安全担当主幹教諭」を配置した。
- 125) 今後は、県教育委員会と連携して、防災主任、安全担当主幹教諭の更なる質的向上と人材育成のための効果的な研修の機会を検討する必要がある。
- 126) 各学校においては、「学校防災マニュアル」を元に、亙理町の災害特性を考慮した避難訓練を実施するとともに、評価・改善し、児童生徒の安全確保に取り組んでいる。
- 127) 防災教育を推進するため、「みやぎ防災教育副読本」(園児用、小・中・高校生用)を活用し災害に対応する力と心を身に付け、計画的・継続的に防災教育を推進する必要があるほか、町は、仙台圏域安全教育総合推進ネットワーク会議に参画し、公立学校と町が一体となった防災体制を構築するため、PTA や自治会、防災担当部局等の関係機関と連携した取組を行う必要がある。

### 【保育所、児童クラブ、障害児通園施設等の防災体制の強化】

- 128) 保育所、児童クラブ、障害児通園施設等においては、「保育所保育指針」、「亙理町地域防災計画」を参考に「危機管理マニュアル」を作成し、防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行い、災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練を実施するとともに、評価・改善し、児童の安全確保に取り組んでいる。
- 129) 子どもの生命を守るために、災害発生時の対応を保護者と共有するとともに、平時からの備えや危機管理体制づくり等を行政機関や地域の関係機関と連携しながら進めていく必要がある。

### 【障害者通所施設の防災体制の強化】

- 130) 亙理町で設置している心身障害者通所援護施設「ほのぼの園」並びに精神障害者通所授産施設「ゆうゆう作業所」において、当施設の管理運営を指定している管理者が定める消防計画に基づき、防災教育及び訓練を実施しており、さらに強化が必要である。

### 【公助・自助・共助の推進】

- 131) 大規模災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化していく必要がある。
- 132) これまでの家族内の支え合いによる自助システム機能の弱体化を補うためには、地域による支え合いがますます重要になっている。

## 10 リスクコミュニケーション・地域づくり

- 133) 一人暮らしの高齢者については、地域包括支援センターなどを中心として、地域で見守る体制づくりがこれまで以上に重要となっている。NPO やボランティアによる地域活用や地域住民相互の助け合い・支え合いにより安心して生活できる地域社会づくりが求められている。
- 134) 災害発生時においては、高齢者、障害者等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われるとともに、地域住民が安心して生活するために、個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援が行われる必要がある。また、避難所運営において、男女共同参画の視点に配慮する必要がある。
- 135) 児童への虐待や配偶者からの暴力（DV）の増加、高齢者の虐待、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加により社会的に孤立する高齢者の問題など、家族や地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進んでおり、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題が増加している。地域住民は自らの問題であるという認識を持ち住民同士で助け合って解決に向かうような仕組みづくりが重要である。
- 136) 外国人住民が地域において安全安心に暮らしていくためには、日常から地域住民との交流を図り、地域での「共助」の一員となることが望まれている。外国人住民の場合、在留資格や文化的背景の違いなどから、問題が複雑化しやすく、また、その家族にとっても、文化的背景の違いから家庭生活に困難を感じたり、摩擦が生じたりすることがある。生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語や、やさしい日本語での資料提供などを行うことが必要となっている。

### 【減災対策の推進】

- 137) 減災対策としては、安全が確保された避難施設及び避難経路を整備しておくとともに、確実に町民等に情報を伝達できるよう多様な情報伝達手段の検討・整備を図り、避難方法等の周知徹底及び亘理町津波避難計画（令和2年4月）に基づく避難訓練が必要である。
- 138) 津波襲来のおそれがある場合、過去の経験や想定にとらわれず「一刻も早く高台へ逃げる」ことを徹底することが極めて重要である。
- 139) 「亘理町防災マップ」や津波、洪水・土砂災害ハザードマップを活用し、災害危険区域の把握をはじめ、災害発生時の避難行動や避難場所等の住民への周知と意識啓発を図るとともに、国や県の情報発表にあわせ、必要に応じて各ハザードマップの見直しに努める必要がある。

### 【被災建築物応急危険度及び被災宅地危険度判定実施体制の整備】（2の再掲）

- 140) 大規模災害時における余震などによる倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止することを目的に、建築物及び宅地の応急危険度判定の体制と整備を図る必要がある。

### 【民間判定士の確保】

- 141) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を的確かつ速やかに実施するため、民間判定士の受け入れ体制の整備が必要である。

### 【砂防ボランティアの確保】

- 142) 県・町の砂防担当職員は少なく、大規模な土砂災害が発生した場合は、職員のみでの迅速かつ十分な対応は困難なため、砂防ボランティアの受け入れ体制の整備が必要である。

## 10 リスクコミュニケーション・地域づくり

### 【災害ボランティアの確保】

- 143) 災害時に速やかに支援活動ができるように、避難行動要支援者名簿の整備や個別計画の策定を行うとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう町と関係団体が協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う必要がある。
- 144) また、マンパワーが必要不可欠となる災害時の支援活動をはじめ、各種の活動が円滑に展開できるよう、住民活動の窓口の一元化を図り、ボランティア相互のネットワークの強化をさらに促進するとともに、活動・交流の場の確保に努める必要がある。
- 145) さらに、県内外の大学等と連携し、学生によるボランティアの相互受け入れや各種委員会への参画等について、運用体制の構築に努める必要がある。

### 【災害時支援の取組】

- 146) 災害発生時においては、高齢者、障害者等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われる必要がある。
- 147) 公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化を進めるとともに、移動・交通対策の推進、「災害時避難行動要支援者情報登録制度」の実施、緊急時の情報提供体制の整備等を進める必要がある。
- 148) 東日本大震災の経験を踏まえ、災害時の医療救護活動、公衆衛生活動、被災者のこころのケアなどのガイドラインやマニュアルの策定及び見直し、研修や訓練の実施、関係団体との協定締結など平時からの体制整備に取り組む必要がある。
- 149) 災害発生時に、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、行政や関係団体と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う必要がある。
- 150) 災害対策基本法等の法改正や国の防災基本計画・ガイドラインに従い、災害時の住民等の円滑かつ安全な避難を確保するとともに、避難所・避難所外における滞在場所の生活環境の整備等、被災者保護対策の改善等に向けた取組を推進する必要がある。

## 第3章 国土強靱化施策の推進方針

脆弱性評価結果を踏まえ、亶理町における国土強靱化に向けた施策分野別の推進方針を、次のとおり定めます。また、推進方針の設定にあたっては、できる限り進捗状況を示す指標を設定しました。

なお、リスクシナリオ別に整理した推進方針は、参考資料に載せます。

### (1)行政機能・情報通信等

#### ①業務継続性の確保

[1] 「亶理町地域防災計画」「災害時職員初動対応マニュアル」「亶理町業務継続計画」等に基づく自主防災組織や関係団体、町職員等の行動計画について、防災訓練等を通じて、各々の役割を認識するとともに、町民への周知や防災教育等を進め、地域防災力の向上を図ります。

#### ②災害対策本部体制等の整備

[2] 大規模災害から町民の命を守るため、起こりうる災害及び被害に対する可能な限りの備えを行うとともに、防災拠点である役場庁舎を中心に災害対策本部体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制とします。

[3] 役場庁舎北側に整備した亶理町防災倉庫を活用し、災害時に必要となる各種物資を一元的に備蓄及び管理するとともに、支援物資の受入と仕分け作業を行うための防災拠点施設として運用します。さらに、防災拠点として適切な運営を行うためのマニュアル等を整備し、被災状況や外部支援の時期を想定した食料や飲料水等の備蓄、調達、輸送体制の構築を図ります。

[4] さらに、大規模災害に備え、備蓄倉庫や消防施設（防火水槽）などの防災施設の整備・確保を図るとともに、食料品や飲料水をはじめ、各種資機材の備蓄を進めます。また、大規模災害により水道水が使えなくなった場合に備え、「災害時協力井戸制度」による給水体制の確保とともに、飲料水として適さない井戸水でも生活用水として活用することを想定し、定期的な水質検査を実施します。さらに、災害時の業務継続機能確保のため、町の施設への太陽光発電施設や自立・分散型エネルギー設備等の積極的な導入を進めます。

指標名	現況値	目標値
消防施設（防火水槽）新設数	112 基（R1）	115 基（R7）
自立・分散型エネルギー設備導入施設数	1 施設（R1）	6 施設（R7）
災害時協力井戸制度の登録井戸数	157 箇所（R1）	170 箇所（R7）

[5] 宮城県、亶理町、物流事業者等が連携し、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築します。

#### ③災害時受援体制の確保や救助・救急活動対策

[6] 大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があるため、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力を確保します。

[7] 相互応援協定を締結している自治体・団体からの応援要員を迅速に派遣してもらうため、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月）」に基づき策定した「亘理町災害時受援計画」（令和2年4月）により地域機関協力の確保を図ります。

[8] 救助・救急活動対策の一環として、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者世帯あるいは寝たきりの高齢者や障がい者など、要配慮者・避難行動要支援者の増加に対し、自主防災組織などの関係機関との連携を強化し、災害時の支援体制の確立及び充実を図ります。

指標名	現況値	目標値
消防団員数	408人（R1）	430人（R7）

#### ④計画に基づく取組の実施

[9] 地域防災計画の改定を必要に応じて行い、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関しては、県が策定する地震防災緊急事業5箇年計画等に基づき、引き続き整備促進を図ります。

[10] 大規模災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き町民一人ひとりが「自助・共助」を正しく理解し、町民・地域・行政が一体となって、協働による取組を強化します。

#### ⑤デジタルネットワークの整備・充実

[11] 災害情報システムの整備・運用を図るため、県の総合防災情報システムや震度情報ネットワークシステム等の活用と、町防災行政無線設備の適切な維持管理・必要に応じた更新を図るとともに、スマートフォンのアプリなども活用し、各関係団体と連携しながら、町民や観光客などに対する防災情報伝達体制の充実を図ります。

指標名	現況値	目標値
防災行政無線長寿命化対策実施率	100%（R1）	100%（R7）

[12] 町では、過去の大規模災害時においても通信を確保できた移動系無線（52機）、衛星電話（2機）を保有しており、今後、災害対策に係る各部の業務内容に応じた配備に留意し、より効率的な運用を行います。

[13] 町では、県が運用する総合防災情報システム（MIDORI）に各種災害情報を直接入力することで、情報を集約及び共有化を行い、被害の拡大防止を図っていますが、システムの操作について、日ごろから訓練等を通じてその習熟に努めるとともに、災害時の停電に備えた自立型電源等を整備します。

[14] 大規模な災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、防災行政無線等の充実を図るとともに、必要に応じ防災拠点施設における公衆無線LAN環境整備など、既設以外の通信回線導入等について検討を加え、町と防災関係機関等との連携強化を図ります。また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進します。情報通信等が途絶したと判断される場合は、職員等を現地に派遣して情報収集活動を行います。

指標名	現況値	目標値
防災拠点施設における公衆無線LAN環境整備率	0% (R1)	25% (R7)

[15] 携帯電話の利用において、基地局バッテリーの長時間化、移動電源車や非常用発電機の増強、衛星、無線の移動型基地局増強などにより、災害に強い通信インフラの再構築を進めます。

## ⑥事業用地・仮施設等の確保

[16] 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における事業用地の活用見込みを集約し、調整を行います。

## ⑦緊急時の経済対策

[17] 緊急時の経済対策として、社会的影響が大きい疾病の蔓延など、社会環境の大きな変化に適切に対応するため、有事の際は全庁的な連携を十分図りながら、事業者、住民や労働者への支援対策を実施します。

# (2)住宅・都市

## ①住宅・建築物等の耐震化

[18] 町では、住宅所有者に対して、パンフレット、ホームページ等を通じて耐震診断の必要性の伝達に努めるとともに、耐震改修診断及び耐震改修工事費の助成事業を実施しており、今後も助成制度の更なる普及・啓発に努めます。

指標名	現況値	目標値
木造住宅耐震診断実施件数	6戸/年 (R1)	10戸/年 (R7)
木造住宅耐震改修工事助成事業利用件数	3戸/年 (R1)	3戸/年 (R7)

[19] また、建築基準法に定める新耐震基準施行（昭和56年6月1日）より以前に建設された住宅が約18.85%を占めているため、改修計画の具体化について、検討していきます。

[20] 住宅政策については、長寿命化計画に基づいて、総合的かつ計画的に町営住宅の適切な維持管理を推進するとともに、町全体の人口増加促進や若年層の定住を見据えた新たな住宅団地の整備等について検討していきます。

[21] 社会教育・社会体育施設など不特定多数が集まる施設については、災害時における避難場所や災害対策拠点として利用されることがあることから、社会教育・社会体育施設の長寿命化計画を策定し、今後も老朽化対策に努めます。

- [22] 互理町の小・中学校の各学校施設等については、年次計画により整備を図ります。特に、校舎・体育館の老朽化の度合いにより優先順位を考慮し、整備に努めます。また、大規模災害発生時の避難・収容場所としての機能を確保するため、施設の改善整備に努めます。

指標名	現況値	目標値
小中学校老朽化対策実施率	20% (R1)	80% (R7)

- [23] 少子化に伴う児童生徒数の減少により、学校ごとの偏りや小規模化が進み、教育環境や学校運営に様々な影響が出ることも、また、校舎等の維持管理費がかさむことなどが予想されます。そのため、長期的な視点に立ち、学校の適正規模について、地域の意見を参考にしながら検討していきます。

## ②文化財の保護・伝承・活用

- [24] 互理領主伊達氏歴代墓所や三十三間堂官衙遺跡をはじめとする指定文化財の適切な保存とともに、地域で育まれてきた神社や寺院の祭りや伝統芸能の再開が人と人をつなぎ、崩壊した地域コミュニティの再生を図る一要素になることから、民俗芸能保存団体等の育成を通じ無形文化財の保護体制及び周知活動の充実に努めます。また、在家資料の実態を把握し、所有者には適切な保存がされるよう働きかけて意識の高揚を図り、災害時には文化財レスキュー活動がスムーズに行われるよう地域・関係機関との連携・協力体制を推進していきます。

## ③被災建築物応急危険度及び被災宅地危険度判定実施体制の整備

- [25] 大規模災害時における余震などによる倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止することを目的に、建築物及び宅地の応急危険度判定の体制と整備を図っていきます。

## ④災害に強い上下水道の整備

- [26] 町では、災害時において、県広域水道から水道水の供給が不可能となった場合でも、防災拠点施設である役場庁舎への給水は可能となるよう管路を構築しています。今後、大規模停電に対応できるよう、田沢浄水場への自家発電機を整備します。
- [27] 災害時において、応急復旧、応急給水、またそれらに必要な物資や資機材の提供については、公益社団法人日本水道協会を通じた都道府県の水道事業体からの応援体制が整備されていますが、水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたすことから、水道施設の耐震化を推進します。

指標名	現況値	目標値
水道施設耐震化事業実施率	17.1% (R1)	20.1% (R7)

- [28] 下水道施設は、今後、老朽化が懸念されるため、公共下水道総合地震対策計画を策定するとともに、汚水管渠の耐震化工事を推進します。また、公共下水道区域外に合併処理を設置する住民に対して補助を行い、合併処理浄化槽設置の普及を図ります。
- [29] 被災した上下水道施設を迅速に復旧させるために、町内事業者や関係機関との連携を強化するとともに、復旧に必要な資材等の備蓄を行います。
- [30] 雨水処理を担う大規模な下水道施設の整備を実施し、浸水被害の最小化を図ります。

### ⑤被災者の住宅対策

[31] 応急仮設住宅の確保について、町は、宮城県と管理事務委託協定を締結することで対応していますが、災害公営住宅の整備については整備可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応するよう努めます。また、災害公営住宅の家賃低廉化に係る費用を支援し、入居者の居住の安定確保を図ります。

## (3)保健医療福祉

### ①医療・保健福祉機能等の確保

[32] 宮城県、地域災害拠点病院が設置する「地域災害医療連絡会議」等において、地域の実情に合った連携体制の構築と広域災害救急医療情報システム（EMIS）を推進します。

[33] 新型コロナウイルス感染症等の感染症まん延時に災害が発生した場合、感染対策を講じた上での災害医療活動に取り組みます。

[34] 災害時の情報連絡体制を確保するため、県及び災害拠点病院、町内医療機関等との連絡体制を整備するとともに、複数の通信手段の整備・維持管理を行います。

指標名	現況値	目標値
通信手段の整備状況	固定電話のみ (R1)	複数 (R7)

[35] 保健福祉センターは、保健、医療、福祉の活動拠点として、また災害時の医療救護活動拠点としての役割が実効性のあるものとなるよう、機能や体制の整備・強化を図ります。

[36] いじめや不登校、東日本大震災による様々な変化に起因する児童生徒のケアについては、小中学校へのスクールカウンセラーの配置・派遣、スクールソーシャルワーカーの活用、学校教育活動復旧支援員の配置、スクールカウンセラーや教員等を対象とした研修会の実施等を継続するとともに、スクールカウンセラー等の専門的な人材の確保に努めます。また、こころのケアハウス「さざんか教室」において、問題を抱える児童生徒の自立支援に、引き続き取り組めます。

指標名	現況値	目標値
スクールカウンセラーの人数	10人 (R1)	10人 (R7)

### ②良好な避難生活環境の確保

[37] 避難所等における生活ニーズを迅速かつ的確に把握し、可能な限り対応できるよう、「避難所開設・運営マニュアル」に沿って、安全性の確保、健康相談等の保健医療サービスの提供、トイレ、風呂、ゴミ処理、防疫対策等、良好・衛生的な生活環境の維持、専門家による心のケア、生活支援相談等に取り組めます。

指標名	現況値	目標値
被災者用仮設トイレの備蓄数	108基 (R1)	200基 (R7)

[38] 被災地に開設される避難所における、新型コロナウイルス対策をはじめとした感染症蔓延対策について、必要物資や避難場所の確保に努めます。

指標名	現況値	目標値
避難所における消毒薬剤の備蓄率	0% (R1)	100% (R7)

[39] 一般の避難所では生活に支障をきたす要配慮者に対し、必要なケアを行え、かつ手すりやスロープなどバリアフリー化が図られている福祉避難所を開設します。また、必要な介護サービスを早急に継続して利用できるよう、関係機関と連携を図っていきます。

指標名	現況値	目標値
福祉避難所数	7か所 (R1)	8ヵ所 (R7)

## (4)環境

### ①環境・公害対策

[40] 河川・水路の水質調査について、今後とも継続するとともに、大気汚染、悪臭、騒音などの環境・公害問題についても、県等関係機関や各地域との連携のもと、総合的な環境監視体制の維持・確立に努めます。

[41] 公害を未然に防止して地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、工場、事業所に対し、公害防止協定の締結や意見交換会の開催を促進し、また、監視体制の強化を図るなど、適切な指導を行います。

### ②災害に強い上下水道の整備（2の再掲）

[42] 町では、災害時において、県広域水道から水道水の供給が不可能となった場合でも、防災拠点施設である役場庁舎への給水は可能となるよう管路を構築しています。今後、大規模停電に対応できるよう、田沢浄水場への自家発電機を整備します。

[43] 災害時において、応急復旧、応急給水、またそれらに必要な物資や資機材の提供については、公益社団法人日本水道協会を通じた都道府県の水道事業者からの応援体制が整備されていますが、水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたすことから、水道施設の耐震化を推進します。

[44] 下水道施設は、今後、老朽化が懸念されるため、公共下水道総合地震対策計画を策定するとともに、汚水管渠の耐震化工事を推進します。また、公共下水道区域外に合併処理を設置する住民に対して補助を行い、合併処理浄化槽設置の普及を図ります。

[45] 被災した上下水道施設を迅速に復旧させるために、町内事業者や関係機関との連携を強化するとともに、復旧に必要な資材等の備蓄を行います。

[46] 雨水処理を担う大規模な下水道施設の整備を実施し、浸水被害の最小化を図ります。

### ③異常気象への対応策の検討

[47] 地球温暖化に伴う気候変化は、社会基盤に大きな影響を与えており、特に沿岸域や低平地では、大雨の頻度増加、台風の激化などにより、水害、土砂災害及び高潮災害などが頻発する

ことが懸念されるため、十分な対応を検討します。

#### ④鳥獣被害対策

- [48] 有害鳥獣による農作物被害の軽減や地域住民の安全確保を図るため、鳥獣被害対策実施隊や関係機関と連携し、捕獲活動の向上を図りながら、地域住民への注意喚起や各種支援事業を展開し、被害防止への取組促進に努めます。

指標名	現況値	目標値
有害鳥獣捕獲件数	イノシシ 102 頭/年 (R1)	イノシシ 150 頭/年 (R7)
	鳥類 172 羽/年 (R1)	鳥類 792 羽/年 (R7)

#### ⑤環境・衛生等の対策

- [49] 災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うために、平時から衛生対策への留意とごみの分別等の環境配慮行動の推進を図るとともに、災害廃棄物処理計画の策定等を行います。

指標名	現況値	目標値
町民1人1日当りのごみ排出量	843 g (H30)	830 g (R7)

- [50] 害虫駆除、防除のため、町内の公園・街路樹や各所への薬剤散布を定期的を実施します。また、各家庭や所有地での害虫駆除については、駆除方法等の情報発信と啓発に努めます。
- [51] 大規模災害により、亘理地区行政事務組合で管理運営する亘理葬祭場の火葬能力だけでは、町内の遺体の火葬を行うことが困難となる恐れがあるため、計画的な葬祭施設等の整備、充実を図ります。
- [52] 運搬するうえで規制を受ける毒物・劇物に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届け出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備（タンク等）を有する施設については、災害時に毒物・劇物が散乱しないように、平時から対策を行うよう指導に努めます。

## (5)農林水産

### ①農業等の生産基盤の災害対策と長寿命化

- [53] 農業水利施設について、大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、災害発生リスクの高まりが懸念されます。既存施設の耐震性不足や能力不足等により被災の可能性のある農業用ため池や排水機場、排水路等については、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急に機能回復を図ります。標準耐用年数を超過した農業水利施設や農地防災施設については、修繕・更新等により長寿命化を図ります。
- [54] ため池については、総点検を実施していますが、施設の改修、耐震化対策等に時間を要していることから、決壊した場合に下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の詳細調査を早急を実施し、その結果に基づくハード及びソフト対策を実施します。

### ②農用地の有効利用の促進と農畜産物の安定供給の確保

- [55] 新たな担い手の発掘を行い、認定農業者を中心とした農地活用を更に推進していきます。

[56] 遊休地等低利用農用地の利用度の向上のため、農業関連団体と協力して、振興作物の導入を積極的に推進していきます。

指標名	現況値	目標値
新規就農者数	9人/年（R1）	15人/年（R7）

[57] 耕作放棄地は減少してきているものの、農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下、さらには野生生物による農業被害等、様々な変化が顕在化してきていることから、引き続き耕作放棄地対策に取り組めます。

指標名	現況値	目標値
耕作放棄地面積	44ha（R1）	20ha（R7）

### ③鳥獣被害対策（4の再掲）

[58] 有害鳥獣による農作物被害の軽減や地域住民の安全確保を図るため、鳥獣被害対策実施隊や関係機関と連携し、捕獲活動の向上を図りながら、地域住民への注意喚起や各種支援事業を展開し、被害防止への取組促進に努めます。

### ④荒浜漁港の整備

[59] 東日本大震災により、荒浜漁港の防潮堤や岸壁等施設等が大きな被害を受けたことから、魚市場等の必要な箇所の整備について県に要望を行い、防災安全施設の整備による、災害に強い漁村づくりを進めます。

## (6)産業構造

### ①サプライチェーンの機能確保等

[60] 大規模自然災害発生時の直接的被害やサプライチェーン寸断等を最小限に抑え、取引関係を継続できるよう、各企業においても平時からBCP（業務継続計画）の取組が必要であるため、町では、BCPの啓発や普及に努めていきます。

[61] 首都圏等との同時被災の可能性が少ない優位性を活かし、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の移転等の企業立地を推進していきます。

指標名	現況値	目標値
首都圏等からの企業立地件数	0件（R1）	1件（R7）

[62] 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業に対して、早期復旧と経営安定化を図るため、金融支援のセイフティネットの確保に向けた取組を推進します。

指標名	現況値	目標値
被災した中小企業者向け支援メニュー （中小企業振興資金融資事業）	1件（R1）	現状維持（R7）

## ②燃料確保やライフラインの被害軽減対策等

[63] 燃料不足が災害対応活動や町民生活へ及ぼす影響を軽減するため、国・県及び関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築に取り組みます。

[64] ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるため浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施するほか、被災状況や外部支援の時期を想定した燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を進めます。

[65] エネルギーの地産地消のための取組や技術開発の支援を検討していきます。

指標名	現況値	目標値
再生可能エネルギーを導入した公共施設数	6 施設 (R1)	11 施設 (R7)

## ③産業施設等の防災対策

[66] 町内には、危険物取扱事業所等が多数あり、災害時には、破損、火災等により危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられるほか、施設の老朽化に伴う事故の増加が懸念されることから、町内企業においても様々な事態に柔軟に対応可能な、防災体制構築の取組を促進します。

# (7)交通・物流

## ①交通基盤の整備等

[67] 防災・減災機能を強化した物流基盤の構築など、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、ストックマネジメントの考え方を取り入れつつ、重要な交通インフラの整備を進めます。

指標名	現況値	目標値
都市計画道路未整備区間 (延長ベース)	3 路線 9.5% (R1)	3 路線 8.7% (R7)

[68] 橋梁の安全な道路交通を確保するため、橋梁定期点検を実施し、点検の診断結果をもとに長寿命化を図るための修繕計画の策定更新を行い、予防保全型の修繕工事により、安全な道路交通を確保します。

指標名	現況値	目標値
橋梁点検・修繕対象箇所数 (橋梁長寿命化修繕計画 対象橋梁数)	346 橋 (R1)	346 橋 (R7)

[69] 生活道路や通学路の安全な歩行空間を確保するため、歩道を含めた通学路整備や危険ブロック塀等の除却・改修を進めます。

指標名	現況値	目標値
町道改良率	69.6% (R1)	73.5% (R7)
通学路の危険ブロック除却・改修件数 (補助件数)	6 件/年 (R1)	10 件/年 (R7)

[70] 災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図るため、道

路利用者への早期情報提供を可能とする交通安全施設の整備及び、緊急交通路等の重要道路における交通信号機の停電対策について、道路管理者とともに進めます。

[71] 冬期間の積雪による交通困難を防止するため、主要町道・通学路の除雪対策の充実に努めます。

## ②公共交通の維持・確保

[72] 亘理町町民乗合自動車「さざんか号」及びデマンド型乗り合いタクシー「わたりん号」の運行体制の充実に努めるとともに、効果検証等による適切な見直しにより、公共交通網の強化、交通弱者の移動手段の確保、さらには公共交通空白地帯の解消を図ります。

指標名	現況値	目標値
わたりん号利用件数	— (R1)	12,000 人 (R7)
さざんか号利用件数	38,685 人 (R1)	42,553 人 (R7)

[73] 「さざんか号」の運行に係る財政負担は年々重くなっているため、国・県等からの支援を要望していきます。

## ③帰宅困難者対策

[74] 帰宅困難者の発生への対応は、町のみならず企業等でも対策を講じることが必要であることから、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの帰宅困難者対策の推進を企業等に働きかけます。

## ④漁港施設の整備

[75] 物資・エネルギー関係の輸送拠点として、荒浜漁港の災害対応施設（耐震強化岸壁、漁港施設道路等）の必要な整備箇所について、県に要望していきます。

## ⑤災害時の物流体制の構築・強化

[76] 災害時の被災状況や外部支援の時期を想定した食料や燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ります。また、宮城県、亘理町、物流事業者等が連携し、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築します。

# (8)町土保全

## ①土砂災害対策

[77] 町内にある急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、土砂災害警戒区域等については、土砂災害防止法に基づき、警戒避難体制の整備、土砂災害ハザードマップの作成・配布の推進等を図ります。

指標名	現況値	目標値
ハザードマップ見直し件数 (R1 からの通算件数)	通算 0 件 (R1)	通算 2 件 (R7)

[78] 砂防指定区域や保安林については、今後も必要箇所などについて、県に要望を行っていきます。

## ②河川等の整備や水害対策等

[79] 町内河川については、東日本大震災後、治水安全度が低下しており、沿岸域の整備のみならず、上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であるため、沿岸域における災害復旧事業による津波対策等を前提として、多発する局所的な集中豪雨に対する町内河川の効率的かつ効果的なハード整備やソフト施策に取り組みます。

[80] 豪雨等による浸水が発生していることから、内水対策として、雨水幹線や調整池の計画的な整備を推進し、適切に維持管理を行います。また、内水ハザードマップについては、必要に応じて見直しを行います。

## ③沿岸防災等の推進

[81] 東日本大震災の教訓を受け、多重防御による大津波対策など、沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進します。

[82] 災害発生時の避難場所となる公園については、維持管理やライフサイクルコスト等を考慮し、都市公園の長寿命化を図るため、計画的な施設更新を行うとともに、鳥の海公園をはじめとした沿岸部に位置する都市公園においては、災害時に公園利用者の安全が確保されるよう、津波避難対策機能を維持・確保します。

指標名	現況値	目標値
公園長寿命化計画に伴う施設更新公園数	通算 14 公園 (R1)	通算 17 公園 (R7)

[83] 東日本大震災により海岸保全施設が被災し、広域地盤沈下や海岸浸食により海岸線背後の安全度が低下していることから、最大クラスの津波には、町民の生命を守ることを最優先として、町民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などソフト・ハードを総動員する「多重防御」の考え方で、減災を図ります。

[84] 物資・エネルギー関係の輸送拠点として、荒浜漁港の災害対応施設（耐震強化岸壁、緑地等オープンスペース、漁港施設道路等）の整備をさらに推進します。

## ④森林等の整備・保全

[85] 森林経営管理法に基づき、森林の適切な経営や管理のための施策を展開し、森林の利活用促進と機能保全に努めていきます。

[86] また、東日本大震災の津波で浸水した海岸防災林の再生を図ります。

[87] 治山施設については、点検診断に基づいた計画的な補修及び機能強化を図ります。

# (9)土地利用

## ①市街地整備（防災まちづくり）の推進

[88] 「都市計画マスタープラン」に沿って、魅力的な市街地整備として、駅周辺整備、公園関連施設、都市計画道路等の事業を進めるとともに、役場庁舎を中心とした公共ゾーンについては、地域に開かれた公共施設機能、災害時の防災拠点機能の維持・強化を図ります。

指標名 ※再掲	現況値	目標値
都市計画道路未整備区間（延長ベース）	3 路線 9.5% (R1)	3 路線 8.7% (R7)

## ②農用地の有効利用の促進と農畜産物の安定供給の確保（5の再掲）

[89] 新たな担い手の発掘を行い、認定農業者を中心とした農地活用を更に推進していきます。

[90] 遊休地等低利用農用地の利用度の向上のため、農業関連団体と協力して、振興作物の導入を積極的に推進していきます。

[91] 耕作放棄地は減少してきているものの、農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下、さらには野生生物による農業被害等、様々な変化が顕在化してきていることから、引き続き耕作放棄地対策に取り組みます。

指標名 ※再掲	現況値	目標値
耕作放棄地面積	44ha（R1）	20ha（R7）

## ③森林等の整備・保全（8の再掲）

[92] 森林経営管理法に基づき、森林の適切な経営や管理のための施策を展開し、森林の利活用促進と機能保全に努めていきます。

[93] また、東日本大震災の津波で浸水した海岸防災林の再生を図ります。

## ④被災者の住宅対策（2の再掲）

[94] 応急仮設住宅の確保について、町は、宮城県と管理事務委託協定を締結することで対応していますが、災害公営住宅の整備については整備可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応するよう努めます。また、災害公営住宅の家賃低廉化に係る費用を支援し、入居者の居住の安定確保を図ります。

## ⑤事業用地・仮施設等確保（1の再掲）

[95] 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における事業用地の活用見込みを集約し、調整を行います。

# (10) リスクコミュニケーション・地域づくり

## ①東日本大震災の教訓の伝承

[96] 東日本大震災は、亘理町に多数の死者・行方不明者と、甚大な被害をもたらしました。この経験と教訓を風化させることなく後世や他地域に伝承していくため、災害記録誌の作成、ホームページ等による情報発信等を行ってきましたが、今後も引き続き、検証の成果と教訓を広く県内外に情報発信していきます。

[97] 過去の災害の教訓も含め、東日本大震災の教訓を根付かせるとともに、町民を始め、亘理町に訪れる多くの方の防災意識の向上を図るため、震災の記憶を後世に語り継ぐ取組を推進していきます。

指標名	現況値	目標値
震災語り部活動団体数	1団体（R1）	1団体（R7）

## ②学校等防災体制の強化

[98] 亶理町教育委員会は、県教育委員会と連携して、町内全ての公立学校に「防災主任」を配置するとともに、地域拠点校に位置づけられた長瀬小学校及び荒浜中学校に「安全担当主幹教諭」を配置していますが、引き続き、防災主任や安全担当主幹教諭の更なる質的向上と人材育成のため、効果的な研修の機会を検討します。

[99] 各学校においては、「学校防災マニュアル」を元に、亶理町の災害特性を考慮した避難訓練を実施するとともに、評価・改善し、児童生徒の安全確保に取り組んでいます。今後も防災教育を推進するため、「みやぎ防災教育副読本」（園児用、小・中・高校生用）を活用し、災害に対応する力と心を身に付け、計画的・継続的に防災教育を推進するとともに、町は、仙台圏域安全教育総合推進ネットワーク会議に参画し、公立学校と町が一体となった防災体制を構築するため、PTAや自治会、防災担当部局等の関係機関と連携した取組を行っていきます。

指標名	現況値	目標値
震災を踏まえた防災訓練実施回数	1回/年（R1）	1回/年（R7）

[100] 保育所、児童クラブ、障害児通園施設等においては、「保育所保育指針」、「亶理町地域防災計画」を参考に「危機管理マニュアル」を作成し、防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行い、災害の発生に備え、緊急時の対応の内容及び手順、職員の役割分担等を確認し、避難訓練を実施するとともに、評価・改善し、児童の安全確保に取り組んでいます。今後も子どもの生命を守るために、災害発生時の対応を保護者と共有するとともに、平時からの備えや危機管理体制づくり等を行政機関や地域の関係機関と連携しながら進めていきます。

指標名	現況値	目標値
保育施設等の耐震化率 （保育所、児童クラブ、障害児通園施設等）	100%（R1）	100%（R7）
防災訓練実施回数	12回/年（R1）	12回/年（R7）

[101] 心身障害者通所援護施設「ほのぼの園」並びに精神障害者通所授産施設「ゆうゆう作業所」の指定管理者へ対して、定期的な防災設備の点検、火災予防措置の徹底を指導するとともに毎年の防災教育、避難訓練を継続的に実施するよう指導していきます。

指標名	現況値	目標値
2施設での避難訓練実施回数	5回/年（R1）	5回/年（R7）

## ③公助・自助・共助の推進

[102] 大規模災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化します。

[103] 災害発生時においては、高齢者、障がい者等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われるとともに、地域住民が安心して生活するために、個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援を行います。また、避難所運営において、男女共同参画の視点に配慮します

[104] 児童への虐待や配偶者からの暴力（DV）の増加、高齢者の虐待、認知症高齢者や一人暮らし

し高齢者の増加により社会的に孤立する高齢者の問題など、家族や地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進んでおり、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題が増加していることから、地域住民は自らの問題であるという認識を持ち住民同士で助け合って解決に向かうような仕組みづくりに取り組みます。

- [105] 外国人住民が地域において安全安心に暮らしていくためには、日常から地域住民との交流を図り、地域での「共助」の一員となることが望まれており、生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語や、やさしい日本語での資料提供などを行う取組を進めます

#### ④減災対策の推進

- [106] 安全が確保された避難施設及び避難経路を整備するとともに、確実に町民等に情報を伝達できるよう多様な情報伝達手段の検討・整備を図り、避難方法等の周知徹底及び亘理町津波避難計画（令和2年4月）に基づく避難訓練に取り組みます。

- [107] 「亘理町防災マップ」や津波、洪水・土砂災害ハザードマップを活用し、災害危険区域の把握をはじめ、災害発生時の避難行動や避難場所等の住民への周知と意識啓発を図るとともに、国や県の情報発表にあわせ、必要に応じて各ハザードマップを見直します。

指標名 ※再掲	現況値	目標値
ハザードマップ見直し件数（R1からの通算件数）	通算0件（R1）	通算2件（R7）

#### ⑤復旧・復興に係る人材の確保

- [108] 大規模災害時における余震などによる倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止することを目的に、建築物及び宅地の応急危険度判定の体制と整備を図っていきます。（2の再掲）

- [109] 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を的確かつ速やかに実施するため、民間判定士の受け入れ体制を整備します。

- [110] 県・町の砂防担当職員は少なく、大規模な土砂災害が発生した場合は、職員のみでの迅速かつ十分な対応は困難なため、砂防ボランティアによる支援の受入れに努めます。

- [111] 災害時に速やかに支援活動ができるように、避難行動要支援者名簿の整備や個別計画の策定を行うとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう町と関係団体が協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等に取り組みます。

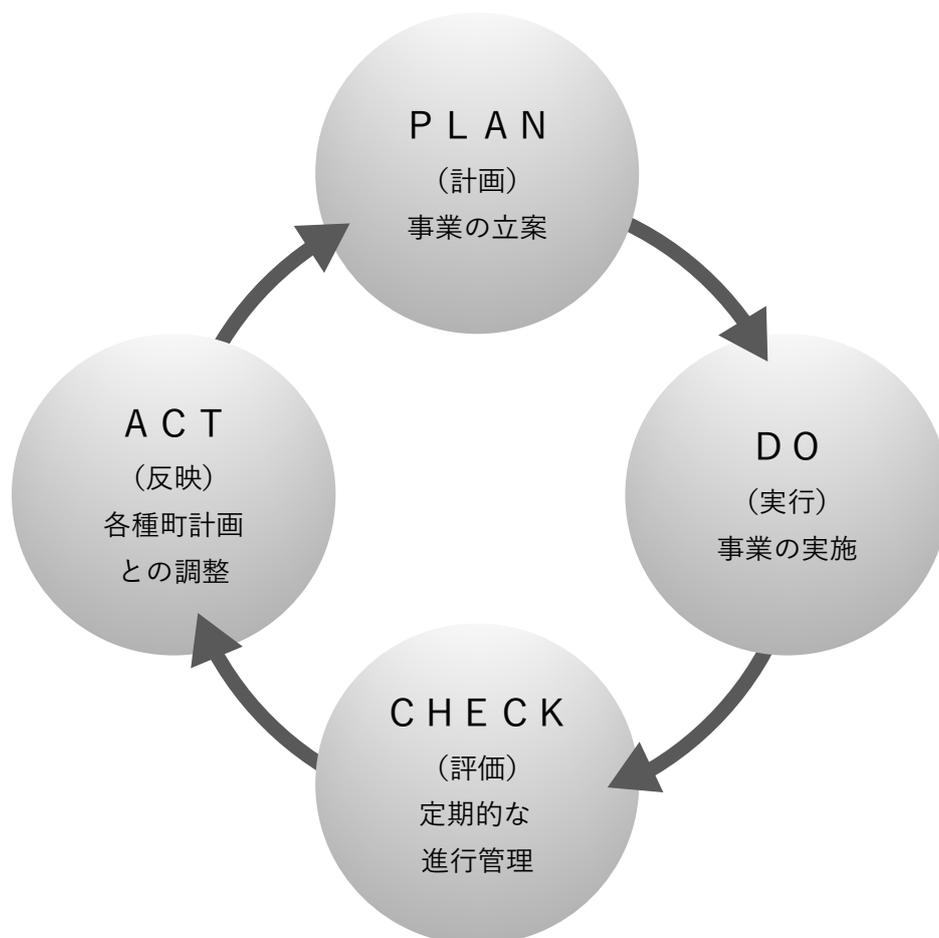
- [112] マンパワーが必要不可欠となる災害時の支援活動をはじめ、各種の活動が円滑に展開できるよう、住民活動の窓口の一元化を図り、ボランティア相互のネットワークの強化をさらに促進するとともに、活動・交流の場の確保に努めます。

- [113] 県内外の大学等と連携し、学生によるボランティアの相互受け入れや各種委員会への参画等について、運用体制を構築します。

## 第4章 計画の推進

本計画は、国土強靱化に係る各施策分野における計画等との整合性を図りながら、PDCAサイクルに従って推進するものとし、進行管理は、取組状況等を把握・整理することにより行うものとします。

なお、本計画は、社会経済情勢等の変化や施策・事業の進捗状況、国や県の計画改定等を考慮し、必要に応じ、適宜計画内容の見直しを行うこととします。



## 参考資料

### 資料 1：リスクシナリオ別推進方針

第 3 章で示した施策分野別の推進方針を、リスクシナリオ別の観点で整理したものを、以下に載せます。

#### 目標 1 直接死を最大限防ぐ

##### 1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

###### 【住宅・建築物等の耐震化】

<1> 町では、住宅所有者に対して、パンフレット、ホームページ等を通じて耐震診断の必要性の伝達に努めるとともに、耐震改修診断及び耐震改修工事費の助成事業を実施しており、今後も助成制度の更なる普及・啓発に努めます。

指標名	現況値	目標値
木造住宅耐震診断実施件数	6 戸/年 (R1)	10 戸/年 (R7)
木造住宅耐震改修工事助成事業利用件数	3 戸/年 (R1)	3 戸/年 (R7)

<2> また、建築基準法に定める新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）より以前に建設された住宅が約 18.85%を占めているため、改修計画の具体化について、検討していきます。

<3> 住宅政策については、長寿命化計画に基づいて、総合的かつ計画的に町営住宅の適切な維持管理を推進するとともに、町全体の人口増加促進や若年層の定住を見据えた新たな住宅団地の整備等について検討していきます。

<4> 社会教育・社会体育施設など不特定多数が集まる施設については、災害時における避難場所や災害対策拠点として利用されることがあることから、社会教育・社会体育施設の長寿命化計画を策定し、今後も老朽化対策に努めます。

<5> 亘理町の小・中学校の各学校施設等については、年次計画により整備を図ります。特に、校舎・体育館の老朽化の度合いにより優先順位を考慮し、整備に努めます。また、大規模災害発生時の避難・収容場所としての機能を確保するため、施設の改善整備に努めます。

指標名	現況値	目標値
小中学校老朽化対策実施率	20% (R1)	80% (R7)

<6> 少子化に伴う児童生徒数の減少により、学校ごとの偏りや小規模化が進み、教育環境や学校運営に様々な影響が出ること、また、校舎等の維持管理費がかさむことなどが予想されます。そのため、長期的な視点に立ち、学校の適正規模について、地域の意見を参考にしながら検討していきます。

**【計画に基づく取組の実施】**

<7> 地域防災計画の改定を必要に応じて行い、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関しては、県が策定する地震防災緊急事業5箇年計画等に基づき、引き続き整備促進を図ります。

<8> 大規模災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き町民一人ひとりが「自助・共助」を正しく理解し、町民・地域・行政が一体となって、協働による取組を強化します。

**【減災対策の推進】**

<9> 安全が確保された避難施設及び避難経路を整備するとともに、確実に町民等に情報を伝達できるよう多様な情報伝達手段の検討・整備を図り、避難方法等の周知徹底及び互理町津波避難計画（令和2年4月）に基づく避難訓練に取り組みます。

<10> 「互理町防災マップ」や津波、洪水・土砂災害ハザードマップを活用し、災害危険区域の把握をはじめ、災害発生時の避難行動や避難場所等の住民への周知と意識啓発を図るとともに、国や県の情報発表にあわせ、必要に応じて各ハザードマップを見直します。

指標名	現況値	目標値
ハザードマップ見直し件数（R1からの通算件数）	通算0件（R1）	通算2件（R7）

**【沿岸防災等の推進】**

<11> 東日本大震災の教訓を受け、多重防御による大津波対策など、沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進します。

<12> 災害発生時の避難場所となる公園については、維持管理やライフサイクルコスト等を考慮し、都市公園の長寿命化を図るため、計画的な施設更新を行うとともに、鳥の海公園をはじめとした沿岸部に位置する都市公園においては、災害時に公園利用者の安全が確保されるよう、津波避難対策機能を維持・確保します。

指標名	現況値	目標値
公園長寿命化計画に伴う施設更新公園数	通算14公園（R1）	通算17公園（R7）

<13> 東日本大震災により海岸保全施設が被災し、広域地盤沈下や海岸浸食により海岸線背後の安全度が低下していることから、最大クラスの津波には、町民の生命を守ることを最優先として、町民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などソフト・ハードを総動員する「多重防御」の考え方で、減災を図ります。

<14> 物資・エネルギー関係の輸送拠点として、荒浜漁港の災害対応施設（耐震強化岸壁、緑地等オープンスペース、漁港施設道路等）の整備をさらに推進します。

### 【市街地整備（防災まちづくり）の推進】

<15> 「都市計画マスタープラン」に沿って、魅力的な市街地整備として、駅周辺整備、公園関連施設、都市計画道路等の事業を進めるとともに、役場庁舎を中心とした公共ゾーンについては、地域に開かれた公共施設機能、災害時の防災拠点機能の維持・強化を図ります。

指標名※再掲	現況値	目標値
都市計画道路未整備区間（延長ベース）	3路線 9.5%（R1）	3路線 8.7%（R7）

### 【東日本大震災の教訓の伝承】

<16> 東日本大震災は、亘理町に多数の死者・行方不明者と、甚大な被害をもたらしました。この経験と教訓を風化させることなく後世や他地域に伝承していくため、災害記録誌の作成、ホームページ等による情報発信等を行ってきましたが、今後も引き続き、検証の成果と教訓を広く県内外に情報発信していきます。

<17> 過去の災害の教訓も含め、東日本大震災の教訓を根付かせるとともに、町民を始め、亘理町に訪れる多くの方の防災意識の向上を図るため、震災の記憶を後世に語り継ぐ取組を推進していきます。

指標名	現況値	目標値
震災語り部活動団体数	1団体（R1）	1団体（R7）

### 【学校等防災体制の強化】

<18> 亘理町教育委員会は、県教育委員会と連携して、町内全ての公立学校に「防災主任」を配置するとともに、地域拠点校に位置づけられた長瀬小学校及び荒浜中学校に「安全担当主幹教諭」を配置していますが、引き続き、防災主任や安全担当主幹教諭の更なる質的向上と人材育成のため、効果的な研修の機会を検討します。

<19> 各学校においては、「学校防災マニュアル」を元に、亘理町の災害特性を考慮した避難訓練を実施するとともに、評価・改善し、児童生徒の安全確保に取り組んでいます。今後も防災教育を推進するため、「みやぎ防災教育副読本」（園児用、小・中・高校生用）を活用し、災害に対応する力と心を身に付け、計画的・継続的に防災教育を推進するとともに、町は、仙台圏域安全教育総合推進ネットワーク会議に参画し、公立学校と町が一体となった防災体制を構築するため、PTAや自治会、防災担当部局等の関係機関と連携した取組を行っていきます。

指標名	現況値	目標値
震災を踏まえた防災訓練実施回数	1回/年（R1）	1回/年（R7）

<20> 保育所、児童クラブ、障害児通園施設等においては、「保育所保育指針」、「亘理町地域防災計画」を参考に「危機管理マニュアル」を作成し、防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行い、災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等を確認し、避難訓練を実施するとともに、評価・改善し、児童の安全確保に取り組んでいます。今後も子どもの生命を守るために、災害発生時の対応を保護者と共有するとともに、平時からの備えや危機管理体制づくり等を行政機関や地域の関係機関と連携しながら進めていきます。

指標名	現況値	目標値
保育施設等の耐震化率 (保育所、児童クラブ、障害児通園施設等)	100% (R1)	100% (R7)
防災訓練実施回数	12回/年 (R1)	12回/年 (R7)

<21> 心身障害者通所援護施設「ほのぼの園」並びに精神障害者通所授産施設「ゆうゆう作業所」の指定管理者へ対して、定期的な防災設備の点検、火災予防措置の徹底を指導するとともに毎年の防災教育、避難訓練を継続的に実施するよう指導していきます。

指標名	現況値	目標値
2施設での避難訓練実施回数	5回/年 (R1)	5回/年 (R7)

### 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生

#### 【異常気象への対応策の検討】

<22> 地球温暖化に伴う気候変化は、社会基盤に大きな影響を与えており、特に沿岸域や低平地では、大雨の頻度増加、台風の激化などにより、水害、土砂災害及び高潮災害などが頻発することが懸念されるため、十分な対応を検討します。

#### 【河川等の整備や水害対策等】

<23> 町内河川については、東日本大震災後、治水安全度が低下しており、沿岸域の整備のみならず、上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であるため、沿岸域における災害復旧事業による津波対策等を前提として、多発する局所的な集中豪雨に対する町内河川の効率的かつ効果的なハード整備やソフト施策に取り組みます。

<24> 豪雨等による浸水が発生していることから、内水対策として、雨水幹線や調整池の計画的な整備を推進し、適切に維持管理を行います。また、内水ハザードマップについては、必要に応じて見直しを行います。

#### 1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

##### 【土砂災害対策】

<25> 町内にある急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、土砂災害警戒区域等については、土砂災害防止法に基づき、警戒避難体制の整備、土砂災害ハザードマップの作成・配布の推進等を図ります。

指標名	現況値	目標値
ハザードマップ見直し件数（R1からの通算件数）	通算0件（R1）	通算2件（R7）

<26> 砂防指定区域や保安林については、今後必要箇所などについて、県に要望を行っていきます。

#### 1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

##### 【除雪対策の充実】

<27> 冬期間の積雪による交通困難を防止するため、主要町道・通学路の除雪対策の充実に努めます。

## 目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 【救援物資の物流体制の構築】

<28> 役場庁舎北側に整備した亘理町防災倉庫を活用し、災害時に必要となる各種物資を一元的に備蓄及び管理するとともに、支援物資の受入と仕分け作業を行うための防災拠点施設として運用します。さらに、防災拠点として適切な運営を行うためのマニュアル等を整備し、被災状況や外部支援の時期を想定した食料や飲料水等の備蓄、調達、輸送体制の構築を図ります。

<29> さらに、大規模災害に備え、備蓄倉庫や消防施設（防火水槽）などの防災施設の整備・確保を図るとともに、食料品や飲料水をはじめ、各種資機材の備蓄を進めます。また、大規模災害により水道水が使えなくなった場合に備え、「災害時協力井戸制度」による給水体制の確保とともに、飲料水として適さない井戸水でも生活用水として活用することを想定し、定期的な水質検査を実施します。さらに、災害時の業務継続機能確保のため、町の施設への太陽光発電施設や自立・分散型エネルギー設備等の積極的な導入を進めます。

指標名	現況値	目標値
消防施設（防火水槽）新設数	112 基（R1）	115 基（R7）
自立・分散型エネルギー設備導入施設数	1 施設（R1）	6 施設（R7）
災害時協力井戸制度の登録井戸数	157 箇所（R1）	170 箇所（R7）

<30> 宮城県、亘理町、物流事業者等が連携し、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築します。

### 2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### 【災害時受援体制の確保や救助・救急活動対策】

<31> 大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があるため、迅速かつ確かな防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力を確保します。

<32> 相互応援協定を締結している自治体・団体からの応援要員を迅速に派遣してもらうため、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月）」に基づき策定した「亘理町災害時受援計画」（令和2年4月）により地域機関協力の確保を図ります。

<33> 救助・救急活動対策の一環として、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者世帯あるいは寝たきりの高齢者や障がい者など、要配慮者・避難行動要支援者の増加に対し、自主防災組織などの関係機関との連携を強化し、災害時の支援体制の確立及び充実を図ります。

指標名	現況値	目標値
消防団員数	408 人（R1）	430 人（R7）

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

【帰宅困難者対策】

<34> 帰宅困難者の発生への対応は、町のみならず企業等でも対策を講じることが必要であることから、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの帰宅困難者対策の推進を企業等に働きかけます。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【医療・保健福祉機能等の確保】

<35> 宮城県、地域災害拠点病院が設置する「地域災害医療連絡会議」等において、地域の実情に合った連携体制の構築と広域災害救急医療情報システム（EMIS）を推進します。

<36> 新型コロナウイルス感染症等の感染症まん延時に災害が発生した場合、感染対策を講じた上での災害医療活動に取り組みます。

<37> 災害時の情報連絡体制を確保するため、県及び災害拠点病院、町内医療機関等との連絡体制を整備するとともに、複数の通信手段の整備・維持管理を行います。

指標名	現況値	目標値
通信手段の整備状況	固定電話のみ (R1)	複数 (R7)

<38> 保健福祉センターは、保健、医療、福祉の活動拠点として、また災害時の医療救護活動拠点としての役割が実効性のあるものとなるよう、機能や体制の整備・強化を図ります。

<39> いじめや不登校、東日本大震災による様々な変化に起因する児童生徒のケアについては、小中学校へのスクールカウンセラーの配置・派遣、スクールソーシャルワーカーの活用、学校教育活動復旧支援員の配置、スクールカウンセラーや教員等を対象とした研修会の実施等を継続するとともに、スクールカウンセラー等の専門的な人材の確保に努めます。また、こころのケアハウス「さざんか教室」において、問題を抱える児童生徒の自立支援に、引き続き取り組みます。

指標名	現況値	目標値
スクールカウンセラーの人数	10人 (R1)	10人 (R7)

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【環境・衛生等の対策】

<40> 災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うために、平時から衛生対策への留意とごみの分別等の環境配慮行動の推進を図るとともに、災害廃棄物処理計画の策定等を行います。

指標名	現況値	目標値
町民1人1日当りのごみ排出量	843g (H30)	830g (R7)

<41> 害虫駆除、防除のため、町内の公園・街路樹や各所への薬剤散布を定期的実施します。ま

た、各家庭や所有地での害虫駆除については、駆除方法等の情報発信と啓発に努めます。

<42> 大規模災害により、互理地区行政事務組合で管理運営する互理葬祭場の火葬能力だけでは、町内の遺体の火葬を行うことが困難となる恐れがあるため、計画的な葬祭施設等の整備、充実を図ります。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

【良好な避難生活環境の確保】

<43> 避難所等における生活ニーズを迅速かつ的確に把握し、可能な限り対応できるよう、「避難所開設・運営マニュアル」に沿って、安全性の確保、健康相談等の保健医療サービスの提供、トイレ、風呂、ゴミ処理、防疫対策等、良好・衛生的な生活環境の維持、専門家による心のケア、生活支援相談等に取り組みます。

指標名	現況値	目標値
被災者用仮設トイレの備蓄数	108基 (R1)	200基 (R7)

<44> 被災地に開設される避難所における、新型コロナウイルス対策をはじめとした感染症蔓延対策について、必要物資や避難場所の確保に努めます。

指標名	現況値	目標値
避難所における消毒薬剤の備蓄率	0% (R1)	100% (R7)

<45> 一般の避難所では生活に支障をきたす要配慮者に対し、必要なケアを行え、かつ手すりやスロープなどバリアフリー化が図られている福祉避難所を開設します。また、必要な介護サービスを早急に継続して利用できるよう、関係機関と連携を図っていきます。

指標名	現況値	目標値
福祉避難所数	7か所 (R1)	8カ所 (R7)

## 目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

### 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

#### 【業務継続性の確保】

<46> 「亘理町地域防災計画」「災害時職員初動対応マニュアル」「亘理町業務継続計画」等に基づく自主防災組織や関係団体、町職員等の行動計画について、防災訓練等を通じて、各々の役割を認識するとともに、町民への周知や防災教育等を進め、地域防災力の向上を図ります。

#### 【災害対策本部体制等の整備】

<47> 大規模災害から町民の命を守るため、起こりうる災害及び被害に対する可能な限りの備えを行うとともに、防災拠点である役場庁舎を中心に災害対策本部体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制とします。

## 目標4 必要不可欠な情報通信機能を確保する

### 4-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大

#### 【デジタルネットワークの整備・充実】

<48> 災害情報システムの整備・運用を図るため、県の総合防災情報システムや震度情報ネットワークシステム等の活用と、町防災行政無線設備の適切な維持管理・必要に応じた更新を図るとともに、スマートフォンのアプリなども活用し、各関係団体と連携しながら、町民や観光客などに対する防災情報伝達体制の充実を図ります。

指標名	現況値	目標値
防災行政無線長寿命化対策実施率	100% (R1)	100% (R7)

<49> 町では、過去の大規模災害時においても通信を確保できた移動系無線（52機）、衛星電話（2機）を保有しており、今後、災害対策に係る各部の業務内容に応じた配備に留意し、より効率的な運用を行います。

<50> 町では、県が運用する総合防災情報システム（MIDORI）に各種災害情報を直接入力することで、情報を集約及び共有化を行い、被害の拡大防止を図っていますが、システムの操作について、日ごろから訓練等を通じてその習熟に努めるとともに、災害時の停電に備えた自立型電源等を整備します。

<51> 大規模な災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、防災行政無線等の充実を図るとともに、必要に応じ防災拠点施設における公衆無線LAN環境整備など、既設以外の通信回線導入等について検討を加え、町と防災関係機関等との連携強化を図ります。また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進します。情報通信等が途絶したと判断される場合は、職員等を現地に派遣して情報収集活動を行います。

指標名	現況値	目標値
防災拠点施設における公衆無線LAN環境整備率	0% (R1)	25% (R7)

<52> 携帯電話の利用において、基地局バッテリーの長時間化、移動電源車や非常用発電機の増強、衛星、無線の移動型基地局増強などにより、災害に強い通信インフラの再構築を進めます。

## 目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

#### 【サプライチェーンの機能確保等】

<53> 大規模自然災害発生時の直接的被害やサプライチェーン寸断等を最小限に抑え、取引関係を継続できるよう、各企業においても平時からBCP（業務継続計画）の取組が必要であるため、町では、BCPの啓発や普及に努めていきます。

<54> 首都圏等との同時被災の可能性が少ない優位性を活かし、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の移転等の企業立地を推進していきます。

指標名	現況値	目標値
首都圏等からの企業立地件数	0件（R1）	1件（R7）

<55> 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業に対して、早期復旧と経営安定化を図るため、金融支援のセーフティネットの確保に向けた取組を推進します。

指標名	現況値	目標値
被災した中小企業者向け支援メニュー （中小企業振興資金融資事業）	1件（R1）	現状維持（R7）

### 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

#### 【産業施設等の防災対策】

<56> 町内には、危険物取扱事業所等が多数あり、災害時には、破損、火災等により危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられるほか、施設の老朽化に伴う事故の増加が懸念されることから、町内企業においても様々な事態に柔軟に対応可能な、防災体制構築の取組を促進します。

### 5-3 基幹的交通ネットワーク（陸上、海上）の機能停止

#### 【交通基盤の整備等】

<57> 防災・減災機能を強化した物流基盤の構築など、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、ストックマネジメントの考え方を取り入れつつ、重要な交通インフラの整備を進めます。

指標名	現況値	目標値
都市計画道路未整備区間（延長ベース）	3路線 9.5%（R1）	3路線 8.7%（R7）

<58> 橋梁の安全な道路交通を確保するため、橋梁定期点検を実施し、点検の診断結果をもとに長寿命化を図るための修繕計画の策定更新を行い、予防保全型の修繕工事により、安全な道路交通を確保します。

指標名	現況値	目標値
橋梁点検・修繕対象箇所数 （橋梁長寿命化修繕計画 対象橋梁数）	346橋（R1）	346橋（R7）

<59> 生活道路や通学路の安全な歩行空間を確保するため、歩道を含めた通学路整備や危険プロッ

ク塀等の除却・改修を進めます。

指標名	現況値	目標値
町道改良率	69.6% (R1)	73.5% (R7)
通学路の危険ブロック除却・改修件数（補助件数）	6件/年 (R1)	10件/年 (R7)

<60> 災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図るため、道路利用者への早期情報提供を可能とする交通安全施設の整備及び、緊急交通路等の重要道路における交通信号機の停電対策について、道路管理者とともに進めます。

#### 【公共交通の維持・確保】

<61> 亘理町町民乗合自動車「さざんか号」及びデマンド型乗り合いタクシー「わたりん号」の運行体制の充実に努めるとともに、効果検証等による適切な見直しにより、公共交通網の強化、交通弱者の移動手段の確保、さらには公共交通空白地帯の解消を図ります。

指標名	現況値	目標値
わたりん号利用件数	— (R1)	12,000人 (R7)
さざんか号利用件数	38,685人 (R1)	42,553人 (R7)

<62> 「さざんか号」の運行に係る財政負担は年々重くなっているため、国・県等からの支援を要望していきます。

#### 【漁港施設の整備】

<63> 物資・エネルギー関係の輸送拠点として、荒浜漁港の災害対応施設（耐震強化岸壁、漁港施設道路等）の必要な整備箇所について、県に要望していきます。

### 5-4 食料等の安定供給の停滞

#### 【災害時の物流体制の構築・強化】

<64> 災害時の被災状況や外部支援の時期を想定した食料や燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ります。また、宮城県、亘理町、物流事業者等が連携し、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築します。

#### 【農用地の有効利用の促進と農畜産物の安定供給の確保】

<65> 新たな担い手の発掘を行い、認定農業者を中心とした農地活用を更に推進していきます。

<66> 遊休地等低利用農用地の利用度の向上のため、農業関連団体と協力して、振興作物の導入を積極的に推進していきます。

指標名	現況値	目標値
新規就農者数	9人/年 (R1)	15人/年 (R7)

<67> 耕作放棄地は減少してきているものの、農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下、さらには野生生物による農業被害等、様々な変化が顕在化してきていることから、引き続き耕作放棄地対策に取り組めます。

指標名	現況値	目標値
耕作放棄地面積	44ha (R1)	20ha (R7)

**【荒浜漁港の整備】**

<68> 東日本大震災により、荒浜漁港の防潮堤や岸壁等施設等が大きな被害を受けたことから、魚市場等の必要な箇所の整備について県に要望を行い、防災安全施設の整備による、災害に強い漁村づくりを進めます。

**目標 6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る**

**6-1 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止**

**【燃料確保やライフラインの被害軽減対策等】**

<69> 燃料不足が災害対応活動や町民生活へ及ぼす影響を軽減するため、国・県及び関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築に取り組めます。

<70> ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるため浸水防止対策、代替施設の確保及びシステムの多ルート化等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施するほか、被災状況や外部支援の時期を想定した燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を進めます。

<71> エネルギーの地産地消のための取組や技術開発の支援を検討していきます。

指標名	現況値	目標値
再生可能エネルギーを導入した公共施設数	6 施設 (R1)	11 施設 (R7)

## 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

### 【災害に強い上下水道の整備】

<72> 町では、災害時において、県広域水道から水道水の供給が不可能となった場合でも、防災拠点施設である役場庁舎への給水は可能となるよう管路を構築しています。今後、大規模停電に対応できるよう、田沢浄水場への自家発電機を整備します。

<73> 災害時において、応急復旧、応急給水、またそれらに必要な物資や資機材の提供については、公益社団法人日本水道協会を通じた都道府県の水道事業体からの応援体制が整備されていますが、水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすことから、水道施設の耐震化を推進します。

指標名	現況値	目標値
水道施設耐震化事業実施率	17.1% (R1)	20.1% (R7)

<74> 下水道施設は、今後、老朽化が懸念されるため、公共下水道総合地震対策計画を策定するとともに、汚水管渠の耐震化工事を推進します。また、公共下水道区域外に合併処理を設置する住民に対して補助を行い、合併処理浄化槽設置の普及を図ります。

<75> 被災した上下水道施設を迅速に復旧させるために、町内事業者や関係機関との連携を強化するとともに、復旧に必要な資材等の備蓄を行います。

<76> 雨水処理を担う大規模な下水道施設の整備を実施し、浸水被害の最小化を図ります。

## 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

### 【交通基盤の整備等】(5-3の再掲)

<77> 防災・減災機能を強化した物流基盤の構築など、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、ストックマネジメントの考え方を取り入れつつ、重要な交通インフラの整備を進めます。

指標名 ※再掲	現況値	目標値
都市計画道路未整備区間 (延長ベース)	3路線 9.5% (R1)	3路線 8.7% (R7)

<78> 橋梁の安全な道路交通を確保するため、橋梁定期点検を実施し、点検の診断結果をもとに長寿命化を図るための修繕計画の策定更新を行い、予防保全型の修繕工事により、安全な道路交通を確保します。

指標名 ※再掲	現況値	目標値
橋梁点検・修繕対象箇所数 (橋梁長寿命化修繕計画 対象橋梁数)	346橋 (R1)	346橋 (R7)

<79> 生活道路や通学路の安全な歩行空間を確保するため、歩道を含めた通学路整備や危険ブロック塀等の除却・改修を進めます。

指標名 ※再掲	現況値	目標値
町道改良率	69.6% (R1)	73.5% (R7)
通学路の危険ブロック除却・改修件数 (補助件数)	6件/年 (R1)	10件/年 (R7)

<80> 災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図るため、道路利用者への早期情報提供を可能とする交通安全施設の整備及び、緊急交通路等の重要道路における交通信号機の停電対策について、道路管理者とともに進めます。

**【公共交通の維持・確保】（5-3の再掲）**

<81> 互理町町民乗合自動車「さざんか号」及びデマンド型乗り合いタクシー「わたりん号」の運行体制の充実に努めるとともに、効果検証等による適切な見直しにより、公共交通網の強化、交通弱者の移動手段の確保、さらには公共交通空白地帯の解消を図ります。

指標名 ※再掲	現況値	目標値
わたりん号利用件数	— (R1)	12,000人 (R7)
さざんか号利用件数	38,685人 (R1)	42,553人 (R7)

<82> 「さざんか号」の運行に係る財政負担は年々重くなっているため、国・県等からの支援を要望していきます。

**【漁港施設の整備】（5-3の再掲）**

<83> 物資・エネルギー関係の輸送拠点として、荒浜漁港の災害対応施設（耐震強化岸壁、漁港施設道路等）の必要な整備箇所について、県に要望していきます。

**目標7 制御不能な二次災害を発生させない**

**7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生**

**【河川等の整備や水害対策等】（1-3の再掲）**

<84> 町内河川については、東日本大震災後、治水安全度が低下しており、沿岸域の整備のみならず、上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であるため、沿岸域における災害復旧事業による津波対策等を前提として、多発する局所的な集中豪雨に対する町内河川の効率的かつ効果的なハード整備やソフト施策に取り組みます。

<85> 豪雨等による浸水が発生していることから、内水対策として、雨水幹線や調整池の計画的な整備を推進し、適切に維持管理を行います。また、内水ハザードマップについては、必要に応じて見直しを行います。

**【農業等の生産基盤の災害対策と長寿命化】**

<86> 農業水利施設について、大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、災害発生リスクの高まりが懸念されます。既存施設の耐震性不足や能力不足等により被災の可能性のある農業用ため池や排水機場、排水路等については、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急に機能回復を図ります。標準耐用年数を超過した農業水利施設や農地防災施設については、修繕・更新等により長寿命化を図ります。

<87> ため池については、総点検を実施していますが、施設の改修、耐震化対策等に時間を要していることから、決壊した場合に下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の詳細調査を早急を実施し、その結果に基づくハード及びソフト対策を実施します。

## 7-2 有害物質の大規模拡散・流出

### 【環境・公害対策】

- <88> 河川・水路の水質調査について、今後とも継続するとともに、大気汚染、悪臭、騒音などの環境・公害問題についても、県等関係機関や各地域との連携のもと、総合的な環境監視体制の維持・確立に努めます。
- <89> 公害を未然に防止して地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、工場、事業所に対し、公害防止協定の締結や意見交換会の開催を促進し、また、監視体制の強化を図るなど、適切な指導を行います。
- <90> 運搬するうえで規制を受ける毒物・劇物に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届け出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備（タンク等）を有する施設については、災害時に毒物・劇物が散乱しないように、平時から対策を行うよう指導に努めます。

## 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

### 【農用地の有効利用の促進と農畜産物の安定供給の確保】（5-4の再掲）

- <91> 新たな担い手の発掘を行い、認定農業者を中心とした農地活用を更に推進していきます。
- <92> 遊休地等低利用農用地の利用度の向上のため、農業関連団体と協力して、振興作物の導入を積極的に推進していきます。

指標名 ※再掲	現況値	目標値
新規就農者数	9人/年（R1）	15人/年（R7）

- <93> 耕作放棄地は減少してきているものの、農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下、さらには野生生物による農業被害等、様々な変化が顕在化してきていることから、引き続き耕作放棄地対策に取り組めます。

指標名 ※再掲	現況値	目標値
耕作放棄地面積	44ha（R1）	20ha（R7）

### 【鳥獣被害対策】

- <94> 有害鳥獣による農作物被害の軽減や地域住民の安全確保を図るため、鳥獣被害対策実施隊や関係機関と連携し、捕獲活動の向上を図りながら、地域住民への注意喚起や各種支援事業を展開し、被害防止への取組促進に努めます。

指標名	現況値	目標値
有害鳥獣捕獲件数	イノシシ 102頭/年（R1）	イノシシ 150頭/年（R7）
	鳥類 172羽/年（R1）	鳥類 792羽/年（R7）

### 【森林等の整備・保全】

- <95> 森林経営管理法に基づき、森林の適切な経営や管理のための施策を展開し、森林の利活用促進と機能保全に努めていきます。

<96> また、東日本大震災の津波で浸水した海岸防災林の再生を図ります。

<97> 治山施設については、点検診断に基づいた計画的な補修及び機能強化を図ります。

**【漁港施設の整備】（5-3、6-3 の再掲）**

<98> 物資・エネルギー関係の輸送拠点として、荒浜漁港の災害対応施設（耐震強化岸壁、漁港施設道路等）の必要な整備箇所について、県に要望していきます。

**目標 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する**

**8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**【環境・衛生等の対策】（2-5 の一部再掲）**

<99> 災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うために、平時から衛生対策への留意とごみの分別等の環境配慮行動の推進を図るとともに、災害廃棄物処理計画の策定等を行います。

指標名 ※再掲	現況値	目標値
町民 1 人 1 日 当り の ご み 排 出 量	843 g (H30)	830 g (R7)

<100> 害虫駆除、防除のため、町内の公園・街路樹や各所への薬剤散布を定期的を実施します。また、各家庭や所有地での害虫駆除については、駆除方法等の情報発信と啓発に努めます。

**【毒物・劇物対策】（7-2 の一部再掲）**

<101> 運搬するうえで規制を受ける毒物・劇物に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届け出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量 1 立方メートル以上の貯蔵設備（タンク等）を有する施設については、災害時に毒物・劇物が散乱しないように、平時から対策を行うよう指導に努めます。

**8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**【被災建築物応急危険度及び被災宅地危険度判定実施体制の整備】**

<102> 大規模災害時における余震などによる倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止することを目的に、建築物及び宅地の応急危険度判定の体制と整備を図っていきます。

**【復旧・復興に係る人材の確保】**

<103> 大規模災害時における余震などによる倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止することを目的に、建築物及び宅地の応急危険度判定の体制と整備を図っていきます。（2 の再掲）

<104> 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を的確かつ速やかに実施するため、民間判定士の受け入れ体制を整備します。

<105> 県・町の砂防担当職員は少なく、大規模な土砂災害が発生した場合は、職員のみでの迅速かつ十分な対応は困難なため、砂防ボランティアによる支援の受入れに努めます。

<106> 災害時に速やかに支援活動ができるように、避難行動要支援者名簿の整備や個別計画の策

定を行うとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう町と関係団体が協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等に取り組みます。

<107> マンパワーが必要不可欠となる災害時の支援活動をはじめ、各種の活動が円滑に展開できるよう、住民活動の窓口の一元化を図り、ボランティア相互のネットワークの強化をさらに促進するとともに、活動・交流の場の確保に努めます。

<108> 県内外の大学等と連携し、学生によるボランティアの相互受け入れや各種委員会への参画等について、運用体制を構築します。

### 8-3 被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態

#### 【被災者の住宅対策】

<109> 応急仮設住宅の確保について、町は、宮城県と管理事務委託協定を締結することで対応していますが、災害公営住宅の整備については整備可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応するよう努めます。また、災害公営住宅の家賃低廉化に係る費用を支援し、入居者の居住の安定確保を図ります。

#### 【公助・自助・共助の推進】

<110> 大規模災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化します。

<111> 災害発生時においては、高齢者、障がい者等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われるとともに、地域住民が安心して生活するために、個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援を行います。また、避難所運営において、男女共同参画の視点に配慮します

<112> 児童への虐待や配偶者からの暴力（DV）の増加、高齢者の虐待、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加により社会的に孤立する高齢者の問題など、家族や地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進んでおり、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題が増加していることから、地域住民は自らの問題であるという認識を持ち住民同士で助け合って解決に向かうような仕組みづくりに取り組みます。

<113> 外国人住民が地域において安全安心に暮らしていくためには、日常から地域住民との交流を図り、地域での「共助」の一員となることが望まれており、生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語や、やさしい日本語での資料提供などを行う取組を進めます

### 8-4 貴重な文化財などの環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

#### 【文化財の保護・伝承・活用】

<114> 亙理領主伊達氏歴代墓所や三十三間堂官衙遺跡をはじめとする指定文化財の適切な保存とともに、地域で育まれてきた神社や寺院の祭りや伝統芸能の再開が人と人をつなぎ、崩壊した地域コミュニティの再生を図る一要素になることから、民俗芸能保存団体等の育成を通じ無形文化財の保護体制及び周知活動の充実に努めます。また、在家資料の実態を把握し、所有者には適切な保存がされるよう働きかけて意識の高揚を図り、災害時には文化財レスキュー活動がスムーズに行われるよう地域・関係機関との連携・協力体制を推進していき

ます。

8-5 事業用地の確保、仮施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

**【事業用地・仮施設等の確保】**

<115> 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における事業用地の活用見込みを集約し、調整を行います。

8-6 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による町経済への甚大な影響

**【緊急時の経済対策】**

<116> 緊急時の経済対策として、社会的影響が大きい疾病の蔓延など、社会環境の大きな変化に適切に対応するため、有事の際は全庁的な連携を十分図りながら、事業者、住民や労働者への支援対策を実施します。

## 資料 2：亘理町国土強靱化地域計画に関連する町計画等一覧

### 総合計画等

番号	計画等の名称	策定年月・計画期間等
1	第 5 次亘理町総合発展計画 基本構想	平成 28 年度～令和 7 年度
2	第 5 次亘理町総合発展計画 後期基本計画	令和 3 年度～令和 7 年度
3	亘理町国土利用計画	平成 28 年策定 目標令和 7 年
4	亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 27 年度～令和 2 年度

### 個別計画等

番号	計画等の名称	策定年月・計画期間等
5	亘理町地域防災計画	令和 2 年 4 月改定
6	亘理町国民保護計画	平成 31 年 2 月策定
7	亘理町業務継続計画	令和 2 年 4 月策定
8	亘理町震災復興計画	平成 23 年度～令和 2 年度
9	亘理町都市計画マスタープラン	基準平成 27 年～目標令和 7 年
10	亘理町公共施設等総合管理計画	2017 年度～2056 年度
11	亘理農業振興地域整備計画	基準平成 20 年～目標令和 7 年
12	亘理町環境基本計画	平成 22 年 3 月策定
13	亘理町鳥獣被害防止計画	平成 31 年度～令和 3 年度
14	亘理町耐震改修促進計画（第 7 回変更）	平成 30 年 4 月策定
15	亘理町学校施設長寿命化計画	平成 30 年 3 月～令和 9 年度
16	亘理町橋梁長寿命化修繕計画	令和 2 年 3 月策定
17	亘理町公営住宅等長寿命化計画	令和 3 年度～令和 12 年度
18	第 8 期亘理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	令和 3 年度～令和 5 年度
19	第 2 期亘理町子ども・子育て支援事業計画	令和 2 年度～令和 6 年度
20	亘理町障がい者プラン	令和 3 年度～令和 8 年度
21	第 2 次健康わたり 21	平成 25 年度～令和 4 年度
22	亘理町新型インフルエンザ等対策行動計画	平成 27 年 3 月策定
23	第 3 次亘理町食育推進計画	令和元年度～令和 5 年度
24	第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）	平成 30 年度～令和 5 年度
25	第 3 期特定保健診査等実施計画	平成 30 年度～令和 5 年度
26	第 10 次亘理町交通安全計画	平成 28 年度～令和 2 年度
27	亘理町男女共同参画基本計画（第 2 次）	平成 28 年度～令和 2 年度

### 資料 3：巨理町国土強靱化地域計画に基づく主な事業

町では、第 3 章（および参考資料 1）で設定した国土強靱化施策の推進方針に基づき、必要な事業を実施していきます。具体的な事業について、施策分野別に整理したものを、以下に載せます。

なお、事業メニューおよび事業概要等は、記載時点での想定の内容であり、今後各事業の実施状況や社会情勢等に基づき、適宜更新していくものとします。

※表中の「推進方針」：第 3 章の推進方針のうち、当該事業に該当するものの番号

個別の事業名	担当課	概要等	推進方針※
<b>1 行政機能・情報通信等</b>			
1-①	防災行政無線長寿命化対策事業	総務課 事業期間：R4～R5 総事業費： ◆防災行政無線の耐災害性の強化	[11]
1-②	防災拠点施設公衆無線 LAN 環境整備事業	総務課 事業期間：R4～R5 総事業費： ◆通信手段の強化・多重化	[14]
1-③	消防施設（防火水槽）新設事業	総務課 事業期間：R4～R5 総事業費： ◆新興住宅地と市街地周辺の消防力強化と無水利地域解消	[4]
1-④	防災拠点施設における自家発電設備導入事業	総務課 事業期間：R4～R5 総事業費： ◆再生可能エネルギーを用いた蓄電等設備の導入	[4]
<b>2 住宅・都市</b>			
2-①	公営住宅等ストック総合改善事業	施設管理課 事業期間：R2～R7 以降継続 総事業費： ◆町営住宅の長寿命化と適切な維持管理の推進	[20]
2-②	災害公営住宅家賃低廉化事業及び特別家賃低廉化事業	施設管理課 事業期間：R3～R7 以降継続 総事業費： ◆家賃低廉化による入居者の居住安定の確保	[20][31]
2-③	住環境整備による耐災害性強化事業	都市建設課 事業期間：R2 以降継続 総事業費： ◆住宅・建築物安全ストック形成事業、危険ブロック塀除却事業、狭あい道路整備等促進事業等の推進	[18][19][25]
2-④	学校施設環境整備事業	教育総務課 事業期間：R3～R7 総事業費：1,758,595 千円 ◆学校施設の環境整備	[22]
2-⑤	社会教育・社会体育施設長寿命化対策事業	生涯学習課 事業期間：R5 総事業費： ◆社会教育・体育施設長寿命化計画の策定	[21]
2-⑥	水道施設耐震化事業	上下水道課 事業期間：R2～R6 総事業費：445,000 千円 ◆田沢浄水場から大森山配水場への送水管路の耐震化	[27]

個別の事業名		担当課	概要等	推進方針※
2-⑦	田沢浄水場耐震補強工事	上下水道課	事業期間：R4~R5 総事業費：200,000千円 ◆田沢浄水場の耐震補強	[27]
2-⑧	水道施設機能維持事業	上下水道課	事業期間：R6 総事業費：100,000千円 ◆田沢浄水場への非常用発電設備の整備	[26]
2-⑨	水道管路耐震化事業	上下水道課	事業期間：R2~R7 継続 総事業費：936,500千円 ◆主要管路等の老朽管の更新・耐震化	[27]
2-⑩	下水道施設の老朽化対策事業	上下水道課	事業期間：R2~R7 総事業費：755,400千円 ◆ストックマネジメント計画による老朽化施設の計画的更新	[28]
2-⑪	下水道施設耐震化推進事業	上下水道課	事業期間：R2~R7 総事業費：324,000千円 ◆下水道施設の耐震化	[28]
2-⑫	浸水対策事業	上下水道課	事業期間：R2、R6~R7 総事業費：598,900千円 ◆雨水下水道施設の整備による浸水被害の最小化	[28][30]
2-⑬	大規模雨水処理施設整備事業	上下水道課	事業期間：R5~R7 総事業費：500,000千円 ◆雨水処理を担う大規模下水道施設の整備	[30]
2-⑭	浄化槽設置整備事業	上下水道課	事業期間：R2~R7 以降継続 総事業費：81,665千円 ◆公共下水道区域外の合併処理浄化槽設置の補助	[28]
<b>3 保健医療福祉</b>				
3-①	体育館改修工事	生涯学習課	事業期間：R4~R6 総事業費： ◆災害時の避難所である町内体育館の老朽化改修	[37][39]
<b>4 環境</b>				
4-①	水道施設耐震化事業 (2-⑥再掲)	上下水道課	事業期間：R2~R6 総事業費：445,000千円 ◆田沢浄水場から大森山配水場への送水管路の耐震化	[42][43]
4-②	田沢浄水場耐震補強工事 (2-⑦再掲)	上下水道課	事業期間：R4~R5 総事業費：200,000千円 ◆田沢浄水場の耐震補強	[43]
4-③	水道施設機能維持事業 (2-⑧再掲)	上下水道課	事業期間：R6 総事業費：100,000千円 ◆田沢浄水場への非常用発電設備の整備	[42]
4-④	水道管路耐震化事業 (2-⑨再掲)	上下水道課	事業期間：R2~R7 以降 総事業費：936,500千円 ◆主要管路等の老朽管の更新・耐震化	[43]

個別の事業名		担当課	概要等	推進方針※
4-⑤	下水道施設老朽化対策事業 (2-⑩再掲)	上下水道課	事業期間：R2～R7 総事業費：755,400 千円 ◆ストックマネジメント計画による老朽化施設の計画的更新	[44]
4-⑥	下水道施設耐震化推進事業 (2-⑪再掲)	上下水道課	事業期間：R2～R7 総事業費：324,000 千円 ◆下水道施設の耐震化	[44]
4-⑦	浸水対策事業 (2-⑫再掲)	上下水道課	事業期間：R2、R6～R7 総事業費：598,900 千円 ◆雨水下水道施設の整備による浸水被害の最小化	[44][46]
4-⑧	大規模雨水処理施設整備事業 (2-⑬再掲)	上下水道課	事業期間：R5～R7 総事業費：500,000 千円 ◆雨水処理を担う大規模下水道施設の整備	[46]
4-⑨	浄化槽設置整備事業 (2-⑭再掲)	上下水道課	事業期間：R2～R7 以降 総事業費：81,665 千円 ◆公共下水道区域外の合併処理浄化槽設置の補助	[44]
4-⑩	有害鳥獣捕獲事業	農林水産課	事業期間：R2～R6 総事業費：8,086 千円 ◆農作物等の被害防止のため有害鳥獣を捕獲	[48]
<b>5 農林水産</b>				
5-①	農業用ため池（平場）耐震診断及び対策工事	農林水産課	事業期間：R2、R4～R5 総事業費：30,000 千円 ◆防災重点ため池（平場）の耐震診断及び対策工事	[54]
5-②	農業用ため池（境堤）耐震診断及び対策工事	農林水産課	事業期間：R2、R4～R6 総事業費：56,725 千円 ◆防災重点ため池（境堤）の耐震診断及び対策工事	[54]
5-③	農業用ため池（防災重点ため池 14 箇所）耐震診断及び対策工事	農林水産課	事業期間：（未定） 総事業費： ◆14 箇所の防災重点ため池の耐震診断及び対策工事	[54]
5-④	有害鳥獣捕獲事業 (4-⑩再掲)	農林水産課	事業期間：R2～R6 総事業費：31,747 千円 ◆農作物等の被害防止のため有害鳥獣を捕獲	[58]
<b>6 産業構造</b>				
6-①	防災拠点施設における自家発電設備導入事業 (1-④再掲)	総務課	事業期間：R4～R5 総事業費： ◆再生可能エネルギーを用いた蓄電等設備の導入	[64] [65]

個別の事業名		担当課	概要等	推進方針※
<b>7 交通・物流</b>				
7-①	歩道（役場庁舎—JR 巨理駅）整備事業	都市建設課	事業期間：R3～R5 総事業費：178,000 千円 ◆鉄道利用者の安全性とアクセス性の向上	[67]
7-②	広域農道整備事業	農林水産課	事業期間：R3～R6 総事業費：100,000 千円 ◆安定した車両通行の確保と町内の販売拠点施設及び農水産関連施設の周遊性向上	[67][69]
7-③	都市計画道路整備事業	都市建設課	事業期間：R2～R7 総事業費：328,100 千円 ◆長期未着手路線の見直しと未整備区間の整備	[67]
7-④	町道耐災害性強化事業	都市建設課	事業期間：R4～R5 総事業費： ◆災害時の重要インフラとなる主要道路の耐災害性強化	[67][69][70]
7-⑤	住環境整備による耐災害性強化事業（2-③再掲）	都市建設課	事業期間：R2以降継続 総事業費： ◆住宅・建築物安全ストック形成事業、危険ブロック塀除却事業、狭あい道路整備等促進事業等の推進	[69]
7-⑥	橋梁点検・修繕事業	都市建設課	事業期間：R2～R7 総事業費：254,800 千円 ◆長寿命化のための修繕計画の策定更新と予防保全型の工事	[68]
7-⑦	歩道（通学路）整備事業	都市建設課	事業期間：R2～R7 総事業費：182,000 千円 ◆歩道整備を含めた通学路の整備	[69]
7-⑧	港湾耐災害性強化事業	総務課	事業期間：R4～R5 総事業費： ◆津波等により重大な被害が想定される港湾の耐災害性強化	[75]
7-⑨	海岸施設耐災害性強化事業	総務課	事業期間：R4～R5 総事業費： ◆津波等により重大な被害が想定される海岸の耐災害性強化	[75]
7-⑩	河川・港湾等改修事業	総務課	事業期間：R4～R5 総事業費： ◆津波や高潮等による危険度が著しく高い区域の整備	[75]
7-⑪	水門・排水機場大規模改修事業	総務課	事業期間：R4～R5 総事業費： ◆津波や高潮に対する防災力の強化	[75]

個別の事業名		担当課	概要等	推進方針※
<b>8 町土保全</b>				
8-①	土砂災害危険区域改修事業	総務課	事業期間：R4～R5 総事業費： ◆土砂災害等による危険度が著しく高い区間における災害リスクの軽減	[77]
8-②	土砂災害総合対策事業	総務課	事業期間：R4～R5 総事業費： ◆土砂災害等による重大な被害想定地域の耐災害性強化	[77]
8-③	氾濫危険区域改修事業	総務課	事業期間：R4～R5 総事業費： ◆氾濫危険区域における災害リスクの軽減対策	[77][79]
8-④	河川施設耐災害性強化事業	都市建設課	事業期間：R4～R5 総事業費： ◆洪水等による重大な被害が想定される河川の耐災害性強化	[77][79]
8-⑤	浸水対策事業 (2-⑫、4-⑦再掲)	上下水道課	事業期間：R2、R6～R7 総事業費：598,900千円 ◆雨水下水道施設の整備による浸水被害の最小化	[80]
8-⑥	大規模雨水処理施設整備事業 (2-⑬、4-⑧再掲)	上下水道課	事業期間：R5～R7 総事業費：500,000千円 ◆雨水処理を担う大規模下水道施設の整備	[80]
8-⑦	港湾耐災害性強化事業 (7-⑧再掲)	総務課	事業期間：R4～R5 総事業費： ◆津波等により重大な被害が想定される港湾の耐災害性強化	[83][84]
8-⑧	海岸施設耐災害性強化事業 (7-⑨再掲)	総務課	事業期間：R4～R5 総事業費： ◆津波等により重大な被害が想定される海岸の耐災害性強化	[83][84]
8-⑨	河川・港湾等改修事業 (7-⑩再掲)	総務課	事業期間：R4～R5 総事業費： ◆津波や高潮等による危険度が著しく高い区域の整備	[79][81][83]
8-⑩	水門・排水機場大規模改修事業 (7-⑪再掲)	総務課	事業期間：R4～R5 総事業費： ◆津波や高潮に対する防災力の強化	[83][84]
8-⑪	公園施設長寿命化対策支援事業	施設管理課	事業期間：R3～R7 以降継続 総事業費： ◆公園・緑地等の計画的施設更新による長寿命化	[82]
<b>9 土地利用</b>				
9-①	歩道（役場庁舎－JR 巨理駅）整備事業 (7-①再掲)	都市建設課	事業期間：R3～R5 総事業費：178,000千円 ◆鉄道利用者の安全性とアクセス性の向上	[88]

個別の事業名		担当課	概要等	推進方針※
9-②	広域農道整備事業 (7-②再掲)	農林水産課	事業期間：R3~R6 総事業費：100,000千円 ◆安定した車両通行の確保と町内の販売拠点施設及び農水産関連施設の周遊性向上	[88]
9-③	都市計画道路整備事業 (7-③再掲)	都市建設課	事業期間：R2~R7 総事業費：328,100千円 ◆長期未着手路線の見直しと未整備区間の整備	[88]
9-④	公営住宅等ストック総合改善事業 (2-①再掲)	施設管理課	事業期間：R2~R7 以降継続 総事業費： ◆町営住宅の長寿命化と適切な維持管理の推進	[94][95]
9-⑤	住環境整備による耐災害性強化事業 (2-③、7-⑤再掲)	都市建設課	事業期間：R4~R5 総事業費： ◆災害に強いまちづくりを進めるため、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業等の推進	[88][94]
<b>10 リスクコミュニケーション・地域づくり</b>				
10-①	社会福祉施設等施設整備事業	福祉課	事業期間：R2~R7 以降継続 総事業費： ◆障害者施設等の耐震化整備等に対する支援	[100][101]
10-②	社会福祉施設等施設整備事業	子ども未来課	事業期間： 総事業費： ◆障害児通園施設の耐震化整備等に対する支援	[100][101]
10-③	次世代育成支援対策施設整備事業	子ども未来課	事業期間： 総事業費： ◆児童クラブ等の耐震化整備等に対する支援	[99][100]
10-④	保育所等整備事業	子ども未来課	事業期間： 総事業費： ◆認可保育所等の耐震化整備等に対する支援	[100]
10-⑤	体育館改修工事 (3-①再掲)	生涯学習課	事業期間：R4~R6 総事業費： ◆災害時の避難所である町内体育館の老朽化改修	[106]
10-⑥	町道耐災害性強化事業 (7-④再掲)	都市建設課	事業期間：R4~R5 総事業費： ◆災害時の重要インフラとなる主要道路の耐災害性強化	[106]





わたりちょう